

三春町告示第159号

平成28年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月22日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成28年12月5日（月）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成28年12月5日三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 97号 三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について

議案第 98号 三春町敬老園に係る指定管理者の指定について

議案第 99号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第102号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

議案第107号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第108号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第109号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第110号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第111号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

議案第112号 平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

平成28年12月5日(月曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	影 山 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年12月5日(月曜日) 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。ただいまより、平成28年三春町議会12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番渡辺正久君、9番三瓶文博君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月9日までの、5日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月9日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をおこないます。

出納検査の結果について、監査委員より平成28年度、第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議長 次に、定期監査の結果について、監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元に配付いたしました、議案第97号「三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について」から議案第112号「平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの16議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提案いたしました議案の概要などについて説明をいたします。

東日本大震災から5年9か月が過ぎようとしております。除染対策では、住宅地及び町道の除染を、今年度内の完了を目指し除染作業を実施しております。しかしながら、中間貯蔵施設の整備が進まず、いまだに除染廃棄物が仮置場にどまっていることは極めて残念であり、国に対して除染廃棄物の早期搬出を強く要望しているところであります。被災自治体への支援では、葛尾村、富岡町とも復興に向けた取組が進められており、葛尾村の復興公営住宅106戸、富岡町を主とした県営の復興公営住宅92戸が完成し、希望された方々の入居

も進み、新しい年をこれらの住宅で迎えられるものと思われます。今後も、引き続き、支援を行って参りますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、この1年を振り返れば、希望につながる明るい話題もありました。

主なものとして、3月には、町と福島ガイナックスで制作した町のPRアニメーション「三春のハルミーゴ」を、インターネット上の三春町の公式チャンネルで配信いたしました。声優も小学生から高校生まで約40名の申込みがあり、「三春」という美しい名前の町の魅力を全国に広めるだけでなく、これらの取組が、子どもたちの将来の夢につながるきっかけになれば、大変喜ばしいことと考えております。6月には、城山公園を中心として「第2回お城山まつり」が開催されました。三春小学校下の「明德門」の開門式や城山頂上広場の一夜城、その他新しい企画もあり、城下町の賑わいを求め、多くの方々が訪れました。11月に運動公園で開催された「第13回三春秋まつり」とともに、これら春と秋のまつりは、滝桜だけに留まらない通年型観光のイベントとなるよう、今後も大いに期待をしているところであります。7月には、田村西部工業団地内に、福島県環境創造センターがグランドオープンし、被災地の環境の回復、復興に向けた様々な災害環境研究が開始されました。展示施設となる、交流棟「コミュタン福島」では、放射線や環境問題に関して、展示や体験などを通して、身近な視点から知ることが出来ることなどから、町民だけでなく、町外を含め多くの方々が訪れているところであります。今後も、数多くの方々が訪れて、震災を忘れず、環境問題などに関心を持ち続けることを期待するものであります。10月には、名誉町民の田部井淳子さんが逝去されました。数多くの功績については、今更申し上げるまでもありませんが、震災後には、「震災復興を担う若者に自信と勇気を持ってもらいたい」と、被災地の高校生を連れ、病を押して、富士山に登る活動などを行われていました。被災地や被災者に寄せられていた思いに改めて感謝申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

以上、申し上げましたが、これからも、町民の皆様と力を合わせて、困難な課題を一步一步乗り越えて参りたいと考えております。なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

町立三春病院及び三春町敬老園の指定管理者の指定についての2議案、行政組織条例、職員の勤務時間、休暇に関する条例、職員の配偶者同行休業に関する条例、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例、職員の給与に関する条例及び税条例の一部を改正する条例の制定が7議案、補正予算が、一般会計、特別会計など計7議案で、合計16議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

今後も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

#### ……………・議案の質疑……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第97号から議案第112号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第97号「三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第98号「三春町敬老園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第99号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第100号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第101号「三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第102号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第103号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第104号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第105号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第106号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第107号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第108号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第109号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第110号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第111号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第112号「平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

資本的収入及び支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第97号から議案第112号までは、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

（散会 午前10時15分）

平成28年12月6日(火曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	佐久間 幸久	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	増子 伸一	保健福祉課長	佐久間 孝夫
産業課長	新野 徳秋	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	滝波 広寿

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	影山 敏夫
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年12月6日(火曜日) 午前10時00分開会  
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

……………開 会 宣 言……………

○議長 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、議長より傍聴者の皆様に申し上げます。本日はたくさんの皆様に傍聴にお出かけをいただいております、誠にありがとうございます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、本年は6月と9月の定例会については土曜日の一般質問を実施し、さらに、6月の定例会より、本会議の録画映像を町ホームページにおいて配信しております。インターネットに接続をしているパソコンから録画した本会議の様子をご覧いただけます。そちらのほうもご利用いただければと思いますので、ご案内申し上げます。

本日は9名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますよう、お願い申し上げます。

..... 一 般 質 問 .....

○議長 それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう、事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を、順次許します。

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件について質問いたします。

初めに、定住促進における宅地造成と工場誘致についてであります。

平成29年度予算編成に当たり、定住促進における宅地造成と工場誘致について、具体的にどのように考え、進めようとしているのか、定住促進事業の見直し、若者が定住しやすい取組み、西部工業団地にかわる工業団地造成等、お聞かせ願います。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

平成29年度予算編成に当たっての宅地造成や工場誘致などのご質問ではありますが、宅地造成については、平成28年度より、宅地造成事業の奨励金制度を創設し、民間の宅地造成を促進するための支援を行っております。まだ実績はありませんが、事業者からの問い合わせはありますので、継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、町が行う宅地造成につきましては、土地の需要や景気の動向など、十分に見極める必要があると考えておりますが、避難地域の復興が進む中で、町内の仮設住宅が集約された跡地を活用するなどの検討を行っていきたくと考えております。

次に、工場誘致・工業団地の造成についてですが、まず、工場誘致については、現在、町内にある2カ所の空き工場について、あっせん・紹介などを行っております。これらにつきましては、複数の企業等から問い合わせもいただいているところであり、引き続き、企業の動向を注視しながら情報の収集に努め、誘致に取り組んで参りたいと考えております。

また、工業団地の造成につきましては、今後、経済状況、企業の投資意欲、周辺自治体の分譲状況などを十分に見極めながら考えて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) まず、宅地造成関係でありますけれども、これから仮設住宅集約の後に検討するという事ですので、十分、町ができて得る限りの宅地造成と、ある意味では、建物を含めてお願いをしたい。

そこで、一つお聞きをしたいんですけれども、今、他の自治体の中ではやはり若者が定住をすると、こういう考えに立って、町が造成して建物を建てて、家賃を安くして貸すと、その上で、20年なり、同じ人がそこに住んでいただければ、その後は格安または無償になるかはいろいろ町によって違いますけれども、そういう施策を取り入れている自治体が近年増えていると、このことについて町側もご承知のことと思いますけれども、三春町として、そういうことも含めて検討されるのかどうか、お尋ねをしたい。

その次に、工場誘致の件でありますけれども、答弁の中で、複数の企業等から問い合わせがあると、これは喜ばしいことだと思うんです。ただ、複数の企業からあるということは、やはりそれに見合った団地というか、企業が張りつける土地が確保されるということでなければ、仮に5社の企業が問い合わせがあったと、しかし、2カ所しかないとなれば、あと3カ所どうするんだと。やっぱりつくっておけば入ってくるんじゃないかと、こういうふうに考えられるんですけれども、その点どうなのか。

もう一つは、企業の動向、いろいろあると思うんです。近辺の、それから自治体のことも含めて、答弁としてはあるわけですが、やはり三春町に定住をさせる、三春町に仕事を持ってくると、こういうような考えからすれば、近隣自治体がどうであろうと三春町に工場団地をつくって、ありますよと、いつでもどうぞと、こういう形が望ましいのではないかと。

ただ、結果として来ないという、こういう問題、リスクもあると思うんですけれども、そういうことを考えれば何もできないんで、やはり来れる条件をまずつくると、これが町として今後検討すべきことだと思いますけれども、そのことについて町の考えをお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 再質問にお答えいたします。

まず第1点目、住宅を建てて貸し付けをするような、そういう方法、考えはないのかということでもありますけれども、定住促進の中にはいろんな考え方があると思うんです。

町では、三春に住みたいけれども住むアパートが足りないということ、それから、環境創造センターなどの働く人の住む場所を確保するために、町では、年間で、建てたアパートに補助金制度を設けて、呼びかけて参りました。それで、合計で何棟になりますか、7棟ぐらいになるのか、民間の人にアパートを建てていただいて、それに補助金を出しました。そして、その成果が、環境創造センターで働く筑波のほうから来る人たちの入居が契約できたという話をいただいております。

ただ、まだ三春町には足りないと思っております、この制度は今後も継続していきたいと、こういうふうに思っております。

それから、工業団地をつくって企業誘致をすべきでないかということでもありますけれども、町が行う事業、例えば住宅団地にしろ、工業団地にしろ、計画立ててから完成まで最低3年ないし4年かかります。田村西部工業団地は造成してから22年くらいたつんですけれども、

ようやく埋まりました。

今後どうしようかというときに、三春で空き工場、企業が閉鎖をして空き工場が2カ所あると、まずは、この企業といろいろ接触をしまして、そして、企業でも貸したい、あるいは新たな事業をしたいとか、いろんな構想があるようでありますので、町は今、その相談に乗っていると、こういう状況でございます。

田村西部工業団地の企業誘致、私も、町長になってから、県の企業局、あるいは東京事務所などの人たちと一緒に企業誘致に取り組んで参りましたが、企業誘致の難しさというものを痛感しております。

県は、企業局にしろ、東京事務所にしろ、合計で何人いるんですかね、常駐をして企業誘致を進めておりました。しかし、三春町のような規模の町ではそういうことは不可能と断言していいと思います。

高度経済成長時代は敷地さえあればどんどん企業が来ましたが、今は海外に工場を移す時代になっておまして、そう簡単にはいかない、このように思っております。

ただ、いろんな要素、要件がありますので、これらの状況を総合的に見極めながら今後どうするかは考えていきたい。

まずは、今空いている2カ所を、まず誘致成功をさせたいと、こういう考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) まず、宅地造成、住宅の件でありますけれども、先ほど私が質問した件についてお答えがなかった。なかったというのは、若い人が定着するような施策について他の自治体で行われている内容等含めて、三春町としても考えていくのかということについては答弁がなかったのではないかと。

アパートの問題について今まで取組みをされてきたということは重々承知でありますけれども、今までも議論になったのは、アパートそのもので定住が図れるのか、アパートを借りて、そして、その次にどっかに移転をする。そのまま三春町に家を建てて住むという割合がどうなのかという、そういうことの中で、アパートというのは、先ほどの話じゃないですけども、創造センターに通うのに大変だ、そういうことでアパートにとりあえず住むという形であれば、行く行くは三春に住むということではないか、こういうふうに一般的には考えられるので。アパートというよりも、戸建てをきちっとやっぱりつくって、そこに若い人を住んでもらう、こういう施策のほうが、若い人が定住するということは当然子どももできるということで、少子化についての歯止めも、人口減少の歯止めもかかると、こういうことだと思いますので、そういう施策についてやっぱり検討すべきではないかと、再度お尋ねをいたします。

それから、工業団地の件でありますけれども、難しいのは私も重々承知であります。したがって、今、2社をと町長おっしゃいましたけれども、1社でも、私は来ればいいのかと思っております。

ただ、意気込みとして、私はやっぱり複数の問い合わせがあるということであれば、何とかまず2社を埋め、このところについてはまさに町長が答弁のとおりでありますけれども、2社埋め、その次に、いっぱいになったから、じゃその後を考えるということではちょっと遅いのではないかな、このように思うので質問をしておりますので、2社埋めると同時に今後のことについても早めに検討結果を出して取組みをしていただきたい、こう考えますので、

再度、その辺についての考え方についてお聞かせを願えればと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 定住についての考え方かなと思うんでありますけれども、最初にも申し上げましたとおり、今、仮設住宅の再編を行っております。再編によって、町が持つてゐる土地、2カ所ありますけれども、ここを空けていただいて、ここを即、宅地化して売り出すと、こういう考えをしております。

町が建てて貸すのかという話ですけれども、町は、戸建住宅を建てて貸すような考え方は現時点では持つておりません。宅地化をして、宅地を買っていただいて、家を建てていただいて定住化すると、この考え方です。

子どものいる若い人たちが、今、三春に来たいとか、非常に需要が、今、見込めると、こういう状況にあります。下舞木の西ノ内などはその典型的ないい例だったと思っておりますけれども、子どもを持つてゐる若い人たちが、今、自分の家を持ちたいという、そういう意向がかなり強いと、こういうふうに見込んでゐるところであります。

それから、工業団地造成を今後考えるべきではないかということでもありますけれども、考えないということではありませんけれども、工業団地というのは、長い期間誘致できなければかなり町にとって財政リスク、これも非常に大きいと、こういうことも考えなければならぬと、こういうことで、いろんな要件などを検討しながら考えていくと、こういうことで、現時点ではここまでであると、このように申し上げたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 次に、役場職員の労働条件についてお尋ねをいたします。

電通の長時間労働が全国的に問題になっておりますが、三春町役場としては1人当たりの時間外労働はどのようになっているのか、また、有給休暇、年20日発効についてであります。完全取得が当たり前、1年のうち20日間は休んでもらうということだから、2年越しになりますか、検討になっておりますが、もう完全取得に向けた具体的策が練られていると思っておりますので、お聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

まず、職員1人当たりの時間外労働につきましては、平成27年度においては年間109.1時間です。

次に、年次有給休暇の取得につきましては、平成27年の1人当たりの取得日数は8.3日です。

年次有給休暇の取得推進につきましては、職員が希望するときに取得できるような職場の雰囲気づくりに取り組んできたところでありますが、今後、引き続き事務量の内容の精査を行い、時間外労働時間を縮減することにより、職員の労働環境の向上を図って参りたいと考えております。特に、年次有給休暇の取得推進につきましては、職員への取得勧奨を強化することなどで対応したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 時間外労働の件でありますけれども、最近の新聞に、本県労働時間全国最長と、こういうことで福島県はかなりそういう意味で超勤が多いと、役場の先ほどの回答では年間109.1時間と、こういうことでありますので、一応全国平均よりは下回っていると、このように思いますけれども、この年間当たりの超過勤務が毎年同じくらいの時間があるということであれば、これは仕事量が多いのか、というよりも、仕事の量が多いから、ある意味では期間的に限られた期間があるからこういうふうになっているのかと思いますけれども、それがマンネリ化的になってるとすれば、かなりの改善が必要なんではないかと、このように思いますので、その辺について再度お尋ねをしたい。

それから、年次有給休暇取得の件でありますけれども、取得勧奨をする、取得勧奨で今までどれだけ効果があったのか、今まで取得勧奨を全くしないでいたということではないと思うんです。

先ほど私の質問の中でも2年越しだよという質問をしています。2年前にもこの問題で一般質問をして、検討をするというふうになってますので、その間含めて当然勧奨をしてきただろう、しかし、いくら勧奨しても、ある意味では、町としては取ってくださいよ、しかし取らない、取ってって言ってのに取らない、取らないほうが悪いみたいな感覚になっているのではないのか。なぜ取れないのか、取らないのか。仕事量が多いのか、一般的には、これも最近の新聞で働き方について書いてありますけれども、長時間労働もそうありますけれども、人員が足りない、仕事量が多い、こういう中身になっている。したがって、休みが取れないのも、仕事量が多いのかということなのか、ただ、基本的には、年次有給休暇は1年間働いた者に20日休みなさいよ、こういうことなんです。したがって、20日休んでもいい職場環境でなければならない。

しかし、その20日も、今、ほとんどの職員が抱えているのは40日、要するに20日間は持ち越せできると、したがって、40日のうち8日だと、取れるのは。これは大変な問題ではないかと思しますので、勧奨だけでは済まないと思います。

具体的な策について検討されているのかどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の時間外労働の状況でありますけれども、これにつきましては、今までも事務の効率化ですとか、事務量に応じた職員の適正配置、さらには行政組織の見直しなどを行って、時間外労働の縮減に努めているところでございますが、やはり、ただし、毎年ではないですがイベントがあったり、特に選挙などがあった場合にはどうしても時間外が増えるということがあります。

例えば26年度では、1人当たり平均では90時間でありましたが、27年度は、先ほど申しましたように、昨年度は、27年度は3つの選挙がありました。そういう形で100時間を超しているというのが実態でございます。

そうは言いましても、やはり今後とも事務の効率化、事務量に応じた、繰り返しになりますが適正配置、それから行政組織の見直しなどを絶えず行いながら、時間外労働の縮減に努めて参りたいと考えております。

それから、2点目の完全取得のために2年間も検討してるのに具体策はどうなっているんだ、こういうご指摘かと思っておりますが、まず、原則としましては職員の意向を尊重したい、そ

して取得ができるというのが当然原則であります。そうはいつでもなかなか数字的には伸びていないのが実態であります。

そこで来年度は、具体策として、年次休暇というのは4月から3月ではなくて1月から12月までの取得ということになりますので、夏の期間も設けてるんですが、具体的には来年度は、大体今ごろになりますと消化したのがどのくらいという数字がわかりますので、来年は取得を強調する月間、例えば冬の期間、11月から12月というところに強調する月間を設けて、それまでの職員の数値などをまとめて、具体的に取得すべきというような計画を検討したいと、今の時点では考えております。

繰り返しになりますが、同時にやはり事務の効率化とか、職員の適正配置、行政組織の見直し、行いながら取得率の向上に努めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) ただいまの答弁、時間外については、やっぱり時間外が少なくなるいろいろな取組みについてということですので、選挙がなければと、選挙があれば土日やって超勤含めてやれば10時間くらいの範囲で出ると、したがって、90何日だったのが100日を超えるというのは当然そういう数字になるだろうと思うんです。

ただ、問題なのは、そうでなくて、選挙がなくても毎年同じレベルで100時間近い超勤がずっと同じだということもやっぱり問題でありますので、その辺も含めて努力をお願いをしたい。

年次休暇の関係なんですけれども、今の答弁聞くと、大変いいような答弁に聞こえますけれども、私からすればちょっと間違ってるんじゃないか、ちょっとよりもかなり間違ってるんじゃないか、というのは、職員の皆さんの考えを尊重すると、尊重という言葉があります。年次休暇は尊重でも何でもありません。権利と義務の問題なんです。

したがって、20日間休ませなければならぬというのが基本なんです。20日間取れる状態をつくるのが当たり前なんです。使用者側としては20日間休んでいいよと言いながら、20日間休まれたんでは困るという職場環境であれば、これは問題なんです。

したがって、今の職員全員が20日間完全取得を1年にしたら業務がとまるのか、その辺の問題なんだろうと思うんです。

取りたくない、いや別に休む必要はないから、尊重します、そのとおりですなど言ってる自体が私は間違いではないかと。権利と義務との問題ですから、きちっと権利を果たす、義務を果たす、それがお互いの問題だろうと思う。

したがって、その辺についての考えをまず改めていただかなければならない。

それから、具体的に強調月間、取得強調、冬、11月から12月と言いましたけれども、具体的には、そのときに残った20日間のうち仮に8日しかとれない、残って12日がある。それは、12日を計画的に休ませると、こういうことであれば、私は理解ができるんですけれども。

同じように、2カ月強調月間であって、取るか取らないかは職員を尊重するなどということであれば、これはまた大変な間違いだろうと思いますので、具体的にどこまできちんと取ってもらうのか、その辺について再度お尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、職員の意向を尊重するという言葉でございますが、まずは職員が当然取得したい日に取得できるというのが一番原則であると考えております。

それから、ただ、強調期間を設けても取らなければ意味がないというご指摘かと思いますが、例えば2カ月間の間に休む日を計画する、それを管理者側が把握するという形での対応ができるのかと思っております。

ただ、口でこの期間はあなたはいついつまでに何日残ってますから休んでくださいというような形ではなくて、星取表といいますか、計画をつくって、それで管理者側で確認をできるというような形がとれるのかなと思っております。

そういう形で強調をして、取得に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) ただいまの総務課長の答弁に期待をしたいと思います。

最後に、1点だけお尋ねをしたいと思っておりますけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、実際、全員が20日とれる環境になっているのか、要するにといった場合に業務に支障が出ないのか、要するに私は、やっぱり今の中では出るんじゃないかなという気がしています。

したがって、出ないように、今後、いろんな対策を含めて整理を図らなきゃいけないかと思っておりますので、その辺についてだけ。そうでなければ、絶対に20日間とれる状態でないのにやりますなんていう話にならないし、そういう状態の中で20日間とらせるということについても私のほうでも言えない、こう思うんです。

したがって、そういう状態があるのかなのか、あるとすれば、支障のないように、今後、当然整理を図っていくということになるだろうと思っておりますので、その辺についての考え方を最後にお聞きをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 例えばですが、町の職員が150、60名おりますけれども、例えば全員が20日間とったとすれば、どういう状況が生じるのかというのは正直なところ想定はしておりません。

ただ、そういうことも現実としては可能なわけでございます。そういうことも踏まえて状況を考えてみるべきかと思っております。

現実としては、そういう問題は起こらないというか、ありえないと思っておりますが、そういうことも念頭に入れて考えるべきかと思っております。

業務の支障であります、これも正直なところ支障が出るかどうかというのは今の段階では何とも申し上げられませんということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 最後と言ったから本当は最後なんですけれども、今の答弁なんですけれども、全員が20日とるなんちゅうことは考えられないと、こういうことなんです。

私は、実際20日全員が取れるという実行の問題について考えられないというふうに言ってる

のか、そうじゃなくて、私は20日間全員がとったっていいって、当たり前なことなんだと、年休というのは。そういうことがないって言う自体が私はちょっと理解できないんです。20日間取りなさいって言うてるんだから、全員が20日間年休出したっていいんですよね。

ただ、時期変更権はあるってだけですよね。ただ、時期変更権を使ったとしても、年に20日間取れるのを取れないようにするなんちゅうことにはならない、振るだけなんです、日にちを。その日はちょっと仕事があれば違うとき、っていうふうなことはできるといふ、法的にできるんです、これは。ただそれだけなんです。

ただ、20日間みんなが取るなんちゅうことは考えられないんじゃないかと、それを考えてやらなきゃないと私は思ってるんです。

ただ、考えたときに、やっぱり今の中では業務に支障が出るんじゃないかということであれば、その業務に支障がないように今後やっぱりそのことを考えながらやっていかないと、取っていいよというのは形だけにしかならないだろうということなんです。

したがって、来年度、本当はみんな20日間きちっと取って20日間繰り越すって、40日の人はそうなるんですけども、できれば8日じゃなくて、14、5日は最低消化できるような職場実態にするとか、そういうような考え方について聞いたわけなんで、別に、実際的のこうやれってということじゃなくて、そういう考え方を持って職場整理も含めてやらないとでき得ることではないんじゃないのって聞いていますので、そのことについての答弁を再度お願いをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 ただいまの佐藤議員のご質問、そのとおりでございます、20日間取得する権利がございます。

ただ、総務課長も先ほどから申し上げたとおり、業務の内容の見直しもあわせて進めてございます。事務の外注化なども検討してございます。そういったものとあわせて、あとは職員研修の中で、自分の代わりにどういうふうにしてアシストに入ってもらおうかというのは、これはきめ細かい作業になりますが、こういうこともあわせてやっております。

そういった実績を踏まえて、今、最後のほうにお話が出ておりますが、20日とはいかないまでも、現在の8日から10日、あるいは12、14日程度は取れるようにということであれば、十分短期間のうちに達成可能な目標というふうに掲げてございますので、これは、業務の量、内容の見直しとあわせて有給休暇の取得、これは両輪のごとく進めていかないと前に進んでいきません。そのように考えてございます。

そういうことを含めまして、今までやってきました事務の効率化及び有給休暇の取得が簡単になる環境の整備、これは両輪のように今以上に力を入れて進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました2件について質問をさせていただきます。

第1件目、町内小学校の現況についてでございます。

初めに、今回答弁するのは、11月1日より新しく教育長に就任いたしました高橋正美教育長と思われませんが、先日、高橋教育長の話の少しだけ聞く機会を得ました。そのとき、教育長は、子どものことを常に第一に思い、子どものためにとって何が一番大切か、そして、子どものために何ができるかを考えていきたいというお話でした。俗に言う今のはやりの言葉ですと、小池百合子東京都知事の東京ファースト、トランプアメリカ次期大統領のアメリカファーストに例えれば、子どもファーストというものでしょうか、私も全く同じ考えです。

さて、三春町の教育行政に対し、今まで培ってきた経験を十分に発揮して、高橋教育長の思いのたけをぶつけていただければというふうに思っております。

さて、全国的に少子化が進んでいる中、三春町もご多分に漏れず少子化が進んでおります。私も団塊の世代で三春小学校卒業です。現在の三春小学校は、全校生徒合わせて約300人前後かなと思われれます。私のころは1クラス50人で、1学年6クラス300人、6学年合わせると1,800人が通っております。今と全く同じ校庭で遊んだり、運動会をしたりしておりました。今は当時の6分の1です。

今後、児童の減少が考えられます。その際に、複式学級はますます増加するのではないのでしょうか。

次に、質問の中にありますネット事業ですが、皆様既にご存知のこととは思いますが、ここで少しだけ簡単に説明をさせていただきます。

近年、日本の各自治体は、先ほどから申し上げてるとおり、少子化に伴い複式学級が増えております。そのような中で、文部科学省が指導しておりますインターネットを利用したネット事業であります。これは、例えばAとBという小学校で同じ1年・2年生が複式学級だった場合に、Aという小学校で1年の授業を教えています。そのときに、Bの小学校の1年生もネットを使って同時に授業を受ける。一方、Bという小学校で2年生の授業を教えているときにAの小学校の2年生も同時に授業を受ける。当然先生のいないほうの教室では大きなスクリーンで先生のいる教室の授業の内容が映し出されており、先生の質問を先生のいないほうの児童が答えることもできるといったシステムであります。文科省では、関心のある自治体にそのノウハウを指導しますといったことを述べております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目、各小学校の児童数は近年減少傾向にあるが、現在の児童数と今後考えられる入学予定者数はどのくらいか、お尋ねいたします。

2点目、現在、複式学級はどこの小学校に何クラスあるか、お尋ねします。

3点目、複式学級の授業内容、授業形態についてお尋ねします。

4点目、複式学級の臨時講師派遣状況についてお尋ねします。

5点目、今後、統合小学校についてはどのような考えをお持ちか、お尋ねします。

6点目、複式学級のネット授業について効果を上げている自治体があるが、町として今後どのように考えているか、お尋ねいたします。

7点目、岩江小学校は開校以来オープン教室で授業を行っているが、他校に比べ児童の学力はどうか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 今のご質問にお答えします。

第1点目についてでございます。現在の小学校児童数についてでございますが、三春小が

300名、岩江小が238名、御木沢小が62名、中妻小が57名、中郷小が82名、沢石小が46名で、合計785名になっております。

今後の町内小学校の入学予定者数につきましては、現住人口による推計では、平成29年度と30年度はともに116名、31年度は118名、32年度は100名、33年度は103名、34年度は96名となっています。

2点目についてのご質問ですが、現在、複式学級があるのは沢石小で、3年と4年、それから5年と6年の2学級が複式学級となっております。なお、平成29年度には、沢石小の2学級に加え、中妻小の2年と3年が複式学級になる見込みでございます。

3点目と4点目のお質しにつきましては、関連性がありますので一括して答弁させていただきます。今年度の沢石小の複式学級の2学級につきましては、県から1名の講師、町雇用の1名の講師が複式解消で入っております。全ての学年に先生が1名ついて学習できる環境となっております。

また、来年度の中妻小の複式学級につきましては、県から1名の講師が複式解消で入ることになります。なお、沢石小への講師派遣につきましては今年度と同様となります。

5点目についてです。就任1カ月を過ぎたところであり、引継ぎの際に今までの経緯及び学校再編の素案について説明を受け、内容について現在把握をしている段階ではございます。子どもの教育環境を第一に考えていきたいと思っております。

6点目について、各学年に先生が1名ずついるということから、複式学級間のネット授業については考えておりません。

7点目についてです。町内の小学校は、全国学力調査で全国平均を全ての教科で上回っており、岩江小につきましても他校と遜色のない学力を有しております。同校ではオープンスペースの特性を活用し、調べ学習やグループでの話し合い活動を行っており、オープンスペースを生かした効果は上がっていると考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番（本田忠良君） 3点ほど再質問させていただきたいと思っております。

まず、平成29年には3クラスが複式学級になるという見込みですが、少子化に伴い5年、6年後には現在の児童数より約2割ぐらゐの減少が見られるのではないかなと思っております。そういった中で、さらに今後複式学級が増えると考えられますが、その都度、臨時講師の増員という対処の仕方でいくという考えでよろしいのでしょうか。

2点目、本来複式学級といいますと、例えば1・2年の複式学級があるとすれば、先生が1人いて、1年生の授業をしている間は2年生が自習ということになるわけですが、そういった場合に学力の低下は否めないのではないかなと思っております。三春の場合は臨時講師で対応していますが、将来さらに複式学級が増えた場合、対応できるのか心配です。そのときのためにでもネット授業の準備だけは整えておくべきかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目なんですが、小学校の再編についてですが、今年の3月に三春町の教育委員会からこの資料が出されたわけです。町立小学校再編等に係る対応について、素案なんですが、この中に、これまでの経緯という項目があります。それには、平成18年に町長の委嘱機関として三春町学校等施設整備検討委員会を設置しました。

第1次答申として、中学校再編について取り組むべきとの判断がなされまして、その結果、平成25年4月より町内中学校の2校体制へと移行したわけですが、またその後、第2次答

申として、小学校の再編方針については中学校の再編計画が実施され、その後、小学校の再編方針については中学校の再編計画が終わった段階で小学校が複式学級になった場合に再度検討を行う必要があるというふうに、この書類に報告されております。

先ほどの答弁を聞きますと、既に沢石小学校において2クラスが複式学級になっており、29年度はさらに中妻小学校もなるというわけですが、再編になると最低でも立ち上げてから数年かかると言われております。今から再編となった場合にどのような問題があるか、少しずつでも調査しておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 ご質問にお答えします。

1点目につきましてですが、複式学級は今後3年間は現状維持で4年目に1クラス増える予定ですが、その場合も講師を増員し対応する考えでございます。

2点目のお質しについてです。ネット授業については先ほど答弁したとおりでございますが、なお、ネット授業の詳細については今後調べていきたいと考えております。

3点目についてです。現段階においては現状の把握に努めているところですが、その中で、小学校統合についての問題点などについても調査を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) それでは、次の質問に移りたいと思います。

三春町の三春町内集会所の空調設備の設置及び修繕費についてですが、現在、町内には約48カ所くらいの集会所、公民館があります。その中で、町で管理しているのが8カ所、各地区で管理しているのが40カ所と言われております。その中で、空調設備がない、また、建築されてから20年、30年またはそれ以上の年月がたっている建物があります。

そのような中で、町で管理してる集会所、公民館は空調設備の設置、建物の維持補修費を町が負担してると思われま。

また、各地区で管理している集会所、公民館等につきましては字費等で負担していると言われておりますが、そこで、次の質問をさせていただきます。

三春町内には数多くの集会所があるが、町で建設したもの、また、各地区で寄附金等でつくったものがありますが、空調設備の設置及び建物の修繕費で、町と地区で建設したものに助成金等で差はないのか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 第2の質問にお答えいたします。

集会所につきましては、先ほど議員からお話がありましたとおり、町が所有する8つの集会所と地元行政区が所有する40の集会所や公民館がございます。

ご質問の件につきましては、町事業実施のために町が空調設備を設置するなど、町所有集会所の建物修繕や設備設置に係る費用は町負担としておりますが、維持管理費用については地元行政区に負担をお願いしているところでございます。

一方、地元行政区が所有する集会所の建物修繕や空調設備の設置については、町の補助制

度である集会施設に対する補助金を活用するなどして、地元行政区で主体的に修繕または設置していただいているのが現状でございます。

しかしながら、町所有集会所と地元行政区所有集会所で費用負担の公平性に欠けているのではないかと、というご意見もいただいているところでございますので、引き続き補助制度や町所有集会所における費用負担のあり方について検討をして参りたいと考えてございます。

○議長 質問あればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) まず最初に、集会施設において空調設備の設置は維持補修費に入るのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

その次に、集会施設に対する補助金交付要綱というの、これ誰でも見てもいいような文書になっておりますけれども、この中で第1条、ちょっと読み上げますけれども、「この要綱は、三春町補助金等の交付に関する規則(平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、区又は部落が所有する集会施設」とあるんですが、さっきの「規定するもの」というのは、町所有の集会施設ととってよろしいのでしょうか。

その2点、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 まず、1点目の空調設備の設置について維持補修費に入るのかどうかということでございますが、現在の集会施設に対する補助金の交付要綱の中においては、維持補修という項目がございますので、通常、今あるものを新たに修繕して新たに付け替えるといった場合については維持補修であると考えてございます。

○議長 佐久間総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

まず、空調については修繕かというお質しかと思います。この要綱の中では、今のところ空調は修繕扱いにはなっておりません。過去の例を申し上げますと、例えば、過去には雨漏りですとか、それから屋根の葺き替え、それから外壁とか床の修繕、そういうものを要綱に基づいて対応しましたが、空調設備は修繕という要綱の中では今のところ考えておりません。

それから、補助要綱はどちらに対応するのかということですが、これは当然、町のものに町が補助するわけではございませんので、あくまで地区での集会所、それから地区所有のものについての補助の要綱ということで捉えております。

○議長 質問あればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ちょっと理解できなかったんですが、この集会施設に対する補助金交付要綱ってというのは、あくまでも地区の集会施設に対するものであって、町が管轄する集会施設には当てはまらないということなんでしょうか。

○議長 佐久間総務課長。

○総務課長 町が所有してるものは町で当然、補助でなくて町が実際に修繕をいたします。それから例えば今ありましたように空調を設置したりしますが、あくまでもこの要綱で言っているのは地区です。先ほど数が40ってありましたけれども、地区の集会所に対するものでございます。三春町町内の集会施設でございますので、地区の所有ということで捉えております。

○議長 質問あればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) それでは、ここにある「規定するもののほか、区又は部落」とあるんですが、この「規定するもの」というのは一体何か、わかれば教えていただきたいんですが。規定っていうのは、例えば町で所有する集会施設、それと、そのほかに区または部落で所有するっていうふうに2つに分ける、そういった意味ではないんでしょうか。違うんでしょうか、どうでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

集会施設に対する補助金交付要綱の中において、議員がおっしゃいました「規定するもののほか」という表現につきましては、補助制度そのもの、三春町補助金等の交付に関する規則、その補助制度に規定するもののほか、集会施設に対する補助金交付要綱の補助金について表現してるものでございますので、町が所有する集会施設のほかという意味合いの表現ではございません。

○議長 質問あればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 今回の件については理解できました。

先ほどの答弁の中に、維持補修費ですか、それには空調設備は含まれないということだったんですが、今年、八島台集会所と確か駅前集会所ですか、空調設備を行ったと思うんですが、その際は全て町から出てるんですが、維持補修費ではないのに町で負担したということであれば、ほかの例えば地区の集会所の空調設備の設置に関しても町で補助金を出すべきと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 まず、地区の例えば空調にも補助金を出したらどうかということかと思われませんが、まず、各地区の現在の集会所などにつきましては災害時の際の一時的な避難所にしてあるということから、それらの施設、例えば空調設備ですとか、衛生設備など、それらの施設の状況を各行政区長の協力を得て今年度内に調査をすることとしております。

これらの状況を踏まえまして、補助のあり方、それから改正の要綱を検討すべきであるというふうに認識しております。

今回、空調設備しました駅前の集会所、それから八島台の集会所につきましては、町所有のものでありますので町が設置したというところでございます。

○議長 質問あればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいまの答弁なんですが、町で所有してるものと町で所有してないもの、それだけで、例えば空調設備補修費を出すか出さないかというふうにするのは、例えば地区で集会所をつくる場合に地区民がお金を出し合っつてつくった集会所も数あると思うんです。そういうところには町は一切補助を出さないで、町がつくったものに対してお金を出すというのは大変不公平ではないかなというふうに思うんですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

町所有の集会所と地元行政区が所有する集会所、空調設備の設置に関して不公平ではないかということでございますが、先ほどお話のありました八島台集会所、あと駅前集会所については、今年度、町が事業を実施するため、具体的にはここにこ元気塾の事業実施のために空調設備を設置したという経緯がございます。

町所有の集会所と地元行政区が所有する集会所、費用負担について不公平ではないかということでございますが、その点については、引き続き補助制度のあり方、あとは先ほどお話いたしました、町所有集会所における、8つの集会所でございますが、8つの集会所における修繕等の費用負担のあり方、こちらについて検討を引き続き行って参りたいと考えております。

その前段として、先ほど総務課長が答弁しましたように、実態の調査を行いたいと考えてございます。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許しを得ましたので、さきに通告しておきました次の質問をいたします。

我が三春町は、桜の開花の時期にはたくさんのしだれ桜の古木、そして山桜が咲き誇り、大変美しい町と自負しております。それは、町民に皆様も同じ思いと考えております。

その中でも、言うまでもなく滝桜は日本一のしだれ桜であります。開花の時期は最大の観光時期となりますが、来年の町としての取組みについてお尋ねいたします。

- 1 滝桜の開花時期にはどのような業者・団体がかかわっているのか、また、その方々の交流の機会は持たれているのか、伺います。
  - 2 滝桜周辺には常設のトイレが1カ所ありますが、新たに設置する予定はあるのでしょうか、伺います。
  - 3 三春駅から滝桜間のシャトルバスについて、時期の予定が決まっていればお聞かせ願います。
  - 4 滝桜の夜間のライトアップについても、予定が決まっておりましたらお聞かせ願います。
- 以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

滝桜への取組みについてのご質問でございますが、まず、開花時期の前に、警察、行政機関、交通事業者、商工・観光関係団体、まちづくり協会などで組織しております三春町観光まちづくり連絡会を開催いたしまして、その年の、滝桜の観光対策内容等のご説明を申し上げ、協議をさせていただいているという状況でございます。

次に、常設トイレの設置でございますが、現在、滝桜周辺の常設トイレは、花見が丘に1カ所、大駐車場に1カ所ございますが、大駐車場のトイレは簡易水洗のため使用を控えている状況であります。そのほか、開花時期には滝桜周辺に70基ほどの仮設トイレを設置して対応しております。以前より、トイレ設置のご要望はございますが、設置の前提となります滝

桜周辺施設の利活用計画を十分に勘案しながら検討して参りたいと考えております。

3つ目の三春駅と滝桜間のバスの運行についてであります。現在、福島交通の臨時路線バスといたしまして運行がされており、町なかに設置された停留所では自由に乗り降りができることになっております。

なお、これらの運行時期につきましては、今後検討を進めていきたいというように考えております。

最後に、滝桜のライトアップでございますが、毎年夕方6時から夜の9時までの間で行っております。今年度は当初4日間のライトアップを予定しておりましたが、開花が早まりましたことから、期間を延長いたしまして13日間行ってきたところでございます。こちらについても継続をして参りたいと考えております。

なお、時期のお尋ねでございましたが、こちらにつきましても、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 3点について再質問いたします。

昨年は18万人余りの観光客が来町されたと聞いております。また来てみたい、毎年訪れたいと思っていただけるよう、おもてなしの精神で町を挙げて観光客の方々をお迎えできればよいと考えております。

まず1番目に、ライトアップが9時までの予定とのことですが、昨年、夜桜を見に来た方が、売店が閉まっており、温かいものが欲しかったという声を聞いております。出店業者の間で相談をしていただき、少なくとも1店ぐらいはライトアップ終了まで温かいものを提供いただけるよう、三春町観光まちづくり連絡会などで検討、ご協力を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、現在1つある常設トイレは公共トイレとして毎日利用があると聞いております。仮設トイレを使わざるを得ないことは十分理解できますが、清潔感が大変重要でありまして、トイレの美しいところには特に女性に人気が出ると聞いております。次の開花に間に合わないとしても、早期に新たに設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、シャトルバスが町なかで停留し、お客様が町なかを散策できるのであれば、徒歩用の町なかの地図とバスと電車の時刻表をあわせて書いた簡単な地図をつくりまして、シャトルバス利用の方にお渡しして、町なかを、この美しい三春町内を散策していただく、そういった取り組みをしていただければ、さらに三春町を楽しんでいただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 山崎さん、昨年のこと、18万人とか、それ、今年でしょ、今年のことね。

当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

まず、1つ目のライトアップの時期に夜桜をご覧になりにおいでになった方々が売店等が閉まっていて温かいものも食べられなかったというご質問でございますが、ライトアップ時期にも実際には売店のほうも営業をしておるお店も実際はあるかと思っておりますが、恐らくそのときの日時等によりまして閉まっていたということなのかなというふうに考えております。

なお、売店の出店者の皆様方とは、出店者の説明会という機会がございます。その際に、

今ほどございましたご提案につきましてもご相談をさせていただきながら、できるだけおいでになったお客様にサービスができるような取組みを相談して参りたいというふうに考えております。

2点目の常設トイレの件でございます。清潔感が重要だということでございます。まさしくそのとおりだとは思いますが。特に女性の方につきましては仮設トイレが苦手だというふうなお話伺います。こちらにつきましても、現在、そういったご要望も踏まえまして、周辺の土地利用の利活用計画、原石山の駐車場あるいは野外劇場のそういった利活用の計画などを勘案しまして、実際の管理者であります三春ダム管理所、そういったところとも相談をいたしながら、設置の検討などについても今後議論を深めていきたいなというふうに考えております。

3つ目のシャトルバス、その際に町なかの地図等をつくってはというふうなご提案でございます。こちらにつきましても、今現在、三春駅から滝桜へのバスが出ておりますが、お客様のほうには三春町めぐりマップという地図をご提供させていただいております。この地図には、三春の旧町内あるいは周辺部も含めた表記がされております。なお、内容等に不十分なところがあれば、こういったものも充実をさせていきながら、できる限りおもてなしにつなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります3件につきまして質問いたします。

公共設備、役場等の設備についてお伺いいたします。

11月1日から12月22日の期間で町民と議会との意見交換会が開催されております。

テーマといたしまして、これから三春町のあり方についてテーマとし、5つのサブテーマで行われております。特に公共設備、役場等の整備については今後、最も重要なテーマとなってくると思います。

今回については、団体を対象とした開催で進行しております。ただし、役場庁舎に関しましては多くの町民の方々、その他団体も含めた町への期待と興味を示しております。なぜならば、町民のための町民の財産だからであります。

今後、町としては、どのような手段で理解を、考えを求めていくのか、また、老朽化が進んでいるため、早期着工、早期完成のため、どのような計画があるのか、お伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 現在、町の中心市街地における公共施設につきましては、役場庁舎をはじめ町民図書館など長期的な視点に立って施設整備を検討しなければならないことが課題となっております。

これらのことから、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、今後の公共施設のあり方について、専門家の考え方を取り入れながら役場庁舎及び周辺関連公共施設を整備するための基本構想を策定しているところでございます。

基本構想に職員の意見を反映させるため、職員によるワーキンググループや検討会議を設

置し議論するとともに議会とも協議を重ねているところでもありますが、今後、素案を示せる段階になった時点で、町民から意見を聞く機会を設け、基本構想に反映させて参りたいと考えております。

続きまして、早期着工、早期完成のため、どのような計画があるかということですが、お質しのとおり庁舎は老朽化が進み東日本大震災の被害も受けていることから、条件を整えば早期に建設したいと考えております。

そのためには、基本構想の検討を丁寧に行い、後戻りすることのないように段階を踏んで基本設計、実施設計と進めていくことが最も早く庁舎を完成させることになると考えております。

また、東日本大震災により被災した庁舎の建て替えには、震災復興特別交付税が措置されることから、財源として見込んでおります。そのため、東日本大震災復興基本法の規定に基づく復興・創生期間までに完成させたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) わかればで結構なんです、町としてはいつ頃の完成を考えているのか、おおよそで結構ですが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

いつ頃役場庁舎完成を想定してるのかということですが、先ほど副町長が答弁しましたとおり、東日本大震災復興基本法の規定に基づく復興期間が平成32年、10年間と定められております。その32年度までには震災復興特別交付税の措置もあるということで、それまでには建設したいというところですが、先ほどの答弁にもありましたとおり、庁舎は大分老朽化が進んでいて、さらには大震災による被災もしているところですので、当然丁寧に議論は行うというところはもちろんでございますが、条件を整えば早期に建設したいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 建設に当たりましては三春町内の業者を考えているとのことなんです、もし考えがあれば、もし分かれば、どのぐらいの割合で三春の業者を使っていたのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 今の段階ではまだはっきりしてございません。お答えするような内容はございませんが、ただ、基本的な考え方として、三春町の業者さんのできるものであれば、積極的に受注できるような環境づくりには努めて参りたいと思います。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 町民のための意見等集約し、広報みはる等の活用で、今後さらなる検討を、町民のためにも、働く役場職員のためにも、早期完成を望んでおります。

これで終了します。

○議長 答弁は要らないですね。

第2の質問を許します。

○1番（新田信二君） 2つ目の質問に入ります。

姉妹都市、友好都市との今後の交流についてお伺いします。

1つ目、一関市との記念行事について、伊達政宗の正室愛姫の遺言により、愛姫改めて田村御前陽徳院の実家、三春の田村家の名称を継承、その後、一関藩主田村氏が明治維新まで田村家が11代続いてきました。その歴史がもとに、1987年、昭和62年8月8日に三春町と一関市が姉妹都市提携となり、来年で30年の節目を迎えます。一関市の確実な情報ではありませんが、30年目の記念行事を考えたいとのことでもあります。三春町として、行事として今後考えがあるのかどうか、お伺いします。

2つ目、その後、姉妹都市、友好都市との行事等の検討がありました際にはお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 質問にお答えいたします。

姉妹都市である一関市との交流につきましては、姉妹都市提携のあかしとして提携当初、一関市に滝桜の子孫樹を寄贈したことを皮切りに、災害相互応援に関する協定の締結や一関地方産業まつり・三春秋まつりへの相互参加、一関市長や市議会議員を招いての滝桜の観桜など、様々な形で交流を深めて参りました。こうした一関市との交流が30年の節目を迎えるに当たっての記念行事につきましては、一関市との協議に基づき、改めて滝桜の子孫樹の寄贈を考えており、関連予算を本議会の補正予算として計上させていただいております。

また、それ以外の記念事業については、次年度に向けて一関市との協議などを行いながら、検討を行って参りたいと考えております。

その他の姉妹都市、友好都市との事業についてであります。まず、一関市と同様に、来年は、ライスレイク市との姉妹都市提携から30年の節目を迎えることとなります。記念事業として、ライスレイク市からの親善訪問団の受け入れや同市への親善訪問団の派遣など、三春町国際交流協会との協議を重ねながら次年度に向けて検討を進めているところであります。

次に、友好都市との事業についてであります。東日本大震災の対応に当たり、職員の派遣を受けている関係自治体との災害相互応援に関する協定の締結を検討しております。

その他、目黒区などとの交流など、様々な形で交流事業を行っているところですが、これらについては、継続した事業として交流を深めていければと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 今後について、町と三春町商工会、またその他団体と連携を図り、ぜひ取組みに期待しております。

これで質問を終了します。

○議長 新田議員に申し上げます。これは一般質問ですので、質問事項以外のものは控えていただきたいと思っております。

第3の質問を許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 3つ目の質問に入ります。

田部井淳子さんの三春町に対しての功績についてお伺いいたします。

今年、10月20日、77歳で亡くなりました、世界の登山家、田部井淳子さんは1939年9月に三春町に生まれ、社会人の山岳会で登山活動の人生を歩んで参りました。

日本の谷川岳や穂高岳をはじめ、女性ペアによる初めての冬季登山にも成功をおさめています。1975年には世界最高峰エベレスト8,848メートルに女性世界初の登頂に成功し、その後、世界の七大陸最高峰登頂の歴史に名を残しました。

そして、数々の受賞に輝いています。最も代表的な受賞といたしまして、1975、ネパール王国から最高勲章グルカ・ダクシン・バク賞、スポーツ功労賞、1988年、福島県民栄誉賞第1号、三春町名誉町民賞、埼玉県民栄誉賞、1992年、文部省スポーツ功労賞、1995年、内閣総理大臣賞、そのほかにも名誉ある多くの賞を受賞しています。

現在の登山の影響を受け、山歩きに感動していることと確信しております。

今後、三春町から誇れる偉大な田部井淳子さんの名と功績を未来へ継承していくためにも、記念碑の銅像建設を計画すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 第3の質問にお答えいたします。

三春町名誉町民の田部井淳子さんは、皆さんご承知のとおり偉大な登山家であり、女性として世界初のエベレスト登頂をはじめ、その功績は多岐にわたっております。

また、ふるさと三春町に対しましても多大なるご尽力を賜っており、特に、東日本大震災後は三春町をはじめとする被災地に様々な形でご支援をいただきました。

毎年、首都圏の方々を募ってツアーを組むなど、三春町に大勢の観光客をご案内いただいたことは、風評被害に苦しむ私たちにとっては、誠にありがたいことであり勇気づけられました。

ご質問の記念の銅像等につきましては、ご遺族のご意思を確認するなどしながら検討して参りたいと考えております。

なお、田部井さんのお別れ会が12月18日に東京都の昭和女子大学で行われることになっており、三春町としましては、12月12日から14日まで役場1階に記帳所を開設し、お別れ会に芳名帳をお届けする予定であります。

また、田部井さんのご遺品を展示する特別展の開催を検討しているところであり、その功績については様々な形で発信し、伝えて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

お疲れさまです。午後もよろしくお願ひいたします。傍聴の方、よろしくお願ひいたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午前11時47分)

<休 憩>

(再開 午後0時59分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願ひます。

第1の質問を許します。

○8番（渡辺正久君） 議長のお許しをいただきましたので、私は2点質問をさせていただきます。

1点目でございますが、産業の振興に関連して質問をいたします。

今年度の重点施策でもあり、三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げられております創業の支援、町民の雇用促進事業の現状と今後の進め方をお聞かせいただきたい。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

新たな創業希望者への支援策であります。町では、これまで空き店舗の創業を支援してきたところであります。

今後、さらなる創業希望者への支援を行うため、産業競争力強化法に基づく創業者支援計画の策定を進めて参ります。この支援計画は、町内で新たに事業や商売を行いたい方への相談窓口の設置、経営指導、ビジネススキルに係る研修などを一元的に支援するもので、三春町商工会をはじめとする関係機関と協議を重ねながら、策定して参りたいと考えております。

これら新たな創業によって、雇用の創出も図れるものと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 2点ほど再質問をいたします。

1点目は、国の方針に基づきまして、計画をつくって、今後進めて参るとのことなんです。今、その内容を説明いただいたんですが、どっちかつうと、一般的な言葉が並べられておりまして、本当に町は何を今後重点的に取り組んでいきたいと、そのためには、どういう事業をやってくんだというふうな、ちょっと中身が私にはよく見えませんので、具体的に再度中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

もう1点は、今までも空き店舗の利用というようなことで力を入れてやってこられたと理解しておりますけれども、今までの成果と現在のところはどれくらいの数の空き店舗等が活用されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

1点目の具体的に町は何を行って参るのかというふうな質問でございますが、先ほど町長のほうからご答弁申し上げましたが、創業者支援計画という国の法律に基づいた計画をこれからつくって参りたいというふうな考えておりますが、具体的に申し上げますと、例えば、三春の町内で新たに事業を行いたい、あるいはご商売を行いたいという方がいらした場合に、まずは窓口、相談窓口というものを設置をしていきたいと。その窓口の中で、いわゆる、例えば、創業支援のセミナー、こういったものをご案内をしたり、実際の相談内容を承ったりをする。さらに、その方が次の段階で、こういった計画をお持ちなのか。その計画についての助言をし、あるいは、実際に人材育成などのお手伝いも行っていくと。さらに、その後に進みますと、例えば、実際に事業を行うための資金の調達。こういったものについて、例えば、補助金あるいは助成制度等のご案内をしていくと。そして、その後に創業、例えば、ご商売が始まった時点では、実際の経営指導、そういったご相談についても行っていきます。

そういった体制を築いていきたいというふうに考えております。

なお、これらにつきましては、全てが町だけで、もちろんできるわけでもございません。当然関係します団体、つまり、例えば、三春町の商工会であったり、あるいは町内の金融機関、そういったところと連携をしながら、そういう三春で事業を行いたい方々の支援対策を行っていくと、こういった内容になってございます。

なお、これらにつきましては、現在計画を策定しておりますが、今後、関係する機関と協議を進めながら、計画づくりに取り組んで参りたいというふうに考えております。

それから、2点目の空き店舗の対策状況ということでのお尋ねでございますが、現在、町有の施設を含めまして、空き店舗の対応ということで、7件ほどの実績が上がってるかと思えます。特に、中心市街地、商業地域、あるいは、近隣商業地域での大町、中町、それから荒町という周辺でございますが、空き店舗を新たに事業化をして、空き店舗対策を進めてきたという実績がございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 計画の作成を進めて参りたいと、関係機関との協議を重ねてということなんですが、どの辺つか、いつを大体めどに作成をする考えなのか、お聞きしたいと思えます。

それと、もう1点は、三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、我が町の産業の基盤は工業であるというふうに明記してございます。工業の振興は雇用の拡大には大変重要だということで、各項目について、目標値を設定して、今後進めていきたいということで、計画に乗ってございます。例えば、町内の就業者数を5年後、31年には5,500人ということで、これを作成するもとなった24年度の推計から見ると、262人増やしますというような内容で、そのほか、工業誘致件数とか、あと、創業者数、そのような数値目標が示されております。昨年度それぞれ検証してると思うんですが、今年度については、まだ作業は終わってないと思えます。27年度はどのような実績があったのか。それと、今後、これらの目標に対して、どのような見通しを持ってるのか、一つお聞きをしたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 先ほどの創業者支援計画の策定期間の質でございますが、この計画につきましては、最終的に国の承認をいただくことになって参ります。したがって、国の承認の時期が年に数回ほどございますので、これから協議を進めて参ることになりますので、現時点で、まだ、はっきりとした時期についてはお答え申し上げられない状況でございます。なるべく早く計画をつくって参りたいというふうに考えております。

それから、まち・ひと・しごとの創生総合戦略におけます各年度の実績、それから見通しについてというお質でございますが、27年度の実績とお質でございますが、実数については、現在手元に数字がございませんので、ご勘弁をいただければと思えますが、実際に県中地区、あるいは、県内、県中地区の雇用状況というのを労働基準局あたりで出されてるものを見ますと、有効求人倍率というのはかなり高い水準で推移してるというものがございまして。例えば、直近の数字でいきますと、1.42というような数字がございまして、これらを鑑みますと、雇用に対する需要はかなり多いものがあるんだろうというふうに思えます。一方で、やはり、人口減少といえますか、いわゆる労働人口の減少というのもあわせて

進んでるとというのが現状でございます、なかなか、それに見合うだけの労働力が確保できないというのがあるかと思えます。実際的に雇用者については間違いなく増えてきてるものとは思いますが、具体の数字については、ただいま、ちょっと数字がございませんので、ご勘弁いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 今は手元に数字ですか、資料がないというのは、これはやむを得ないと思えます。ただ、計画を立てて、これから雇用の拡大、また、創業支援ということで、重点目標に上げてやってるわけですから、検証はしたと思うんです。今、県中の事例を答弁なさいましたけども、我が町として、本当に27年度あたりは結果としてどうだったのかと。例えば、雇用は正直若干減ったとか、増えたとか、そういうような中での、数字は結構ですんで、結果、おおよそな結果。それと、一応、これ、目標年度が31年、来年度から、あと3年しかないわけですよ。その中で目標を達成する。そのための目標というか、今後の見通し、これは大切だと思うんです。29年度の予算編成に当たりまして、その辺をしっかりと踏まえていかないと、この総合戦略も絵に描いた餅みたいなもので、一応、数字は上げてみたけども、できなかった、できたで終わったんでは仕方がないと思うんです。前に私も言いましたように、よく民間の考え方と申されますけども、前にも私は、数値目標を定めて努力すべきだというふうに申し上げましたが、そういう面では、私はこの戦略というのは、その辺もきちっと踏まえてあったんで大変期待をしているところなんです。一つ、その辺の見通しについて再度お伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 町としての雇用の状況、見通しにはということでございます。具体的な事例で申し上げますと、例えば、今、田村西部工業団地のほうには、住友電工の子会社のほうが、建設が今進んでるといような状況でございます、来年の5月に向けて創業が図られるということで、従業員についても、既にもう雇用が始まってるというふうなお話を伺います。田村高校、あるいは、管内の船引、小野町、小野の高校あたりの話を伺いますと、そういった企業からの求人も実際にございまして、そちらのほうにも送り出してるというふうなお話伺っております。さらに、それ以外の企業さん。例えば、新たな事業の拡張を考えていらっしゃる企業さんもあるやに聞いておりますので、そういったことを考えますと、工業面の雇用というのは、今後さらに伸びていくんだろうなというふうには思ってます。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはり、その伸びと、それから実際の人口減少といひますか、労働力の減少というのは、当然あるものですから、その辺として、全体的な調整が図られてくるものなのかなというふうな思いもございまして。

なお、現状としては、製造業を含めた、いわゆる工業系につきましては、雇用の需要というのは引き続き高いものがあるだろうというふうに思っておりますし、現在もそういう形で雇用が進んでるといふふうに理解しております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) そうということで、順調とはいかなくとも、計画に沿って進んでいる

というふうに、じゃあ、受け取っておきたいと思います。

最後に一つお聞きしたいんですけども、空き工場の利用ですね。雇用拡大には、やはり、工業用地が必要、誘致も必要だということで、町としては空き工場のこれの利活用ということで、今、努力していると、そういうことで、問い合わせもあるというふうな、先ほど同僚議員の質問に対して、答えだったんですけども、現在、空き工場が2つあります。その所有者との実際本当にやりとりっていうか、再利用についてのやりとりというのは、どの程度進んでるのか。あと、一つは、その問い合わせなんですけど、やってんですかじゃなくて、どの辺までの話が来ているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 空き工場の利活用ということでございますが、問い合わせを受けてる企業様がございまして。大変申しわけございませんが、お名前等についてはちょっとお示しできませんが、実際の工場のいわゆる持ち主の方、つまり、空き工場の所有者のほうに直接あるいは間接的に情報の提供を行っているところでございます。例えば、一つの工場さんは、もう既に空き工場の利活用ということで、県のホームページのほうにも、その情報が載っておりますので、そちらについては直接企業さん同士でお話し合いをしてるというふうなことも伺っております。

なお、今後ともそういった情報、町に寄せられる情報も含めて、連絡調整、お繋ぎをしながら、できるだけ誘致につなげていけるような形を進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 2件目の質問をいたします。

運転免許証の返納者及び高齢者世帯の交通手段について質問をいたします。

最近、特に高齢者による交通事故が頻発しております。我が町においても運転者の高齢化が進んでおり、事故の発生が懸念されます。あわせて高齢者世帯も増えており、生活の足の確保が今後の大きな課題でございます。本日の福島民報の「みんなのひろば」にも載っていましたが、免許証返納後の策と自治体が本腰をというふうな題名で投書意見が載っていましたが、免許証の返納者に対する支援を含め、一時的な支援でなく、恒久的な対策でなければならないと考えます。これまで、何度か一般質問で取り上げられましたが、町としては、公共機関を中心に考えていきたいとの姿勢であります。その後、検討に着手したのか、お尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 2点目の質問にお答えいたします。

現在、町営バス2台、スクールバス5台で町営バス運行事業を行っているところでありますが、将来的に運転免許証を返納された高齢者の方などの移動手段を確保するために、まずは町営バスの台数がある程度増やす必要があると考えております。

そこで、スクールバスの更新時期に合わせて、スクールバスとの乗り合い運行ができるか

どうかなど内部協議を進めているところでもあります。

なお、平成29年4月から、環境創造センターを通る新たな路線及びバス1台を増車し運行を予定しており、町営バス事業として、さらなる充実を図り、多くの町民の方に利用していただけますよう努めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 町営バスの運行を中心に考えていくということだと思っておりますが、台数、また、本数を増やすだけでは十分な対処とはなり得ないと思います。特に農村の集落には現在のバス停まで距離があり、歩いていくのは困難だという世帯も多くございます。抜本的な対策をとっていかないと、ますます過疎化が進んでいくと思われま。

我々団塊の世代も間もなく70を迎えます。あまり時間はないので、一つ早急に、各団体、また、関係機関と協議をして意見を取りまとめ、方針を定めていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 考え方についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的には、公共交通の基本としては、町バスを据えたいという考えには変わりございません。今現在、少ない台数のため、一筆書きの運行をしてるというのを余儀なくされております。これは、ある程度本数を増やして、各それぞれの地区の拠点となる場所と目的地となるべき駅、商店街、病院、学校など、最短距離で結ぶ幹線、これはぜひとも必要であります。これは、少しずつではありますが計画的に進めて参りたい。スクールバスとの混乗がもし叶えば、早ければ、あと2、3年の後には大体かなりのバスが調達できるのかなというふうを考えてございます。

今、お質しにありました、そのほか、表現がどうかと思っておりますが、例えば、地区から先の毛細血管のように需要があるではないかというご質問ですが、これについては全国的にも様々な試みがされておりますが、これについては決定打がないというのが実情であります。例えば、デマンドタクシーにつきましても、これの経費が非常に高く、一向に伸びてないという現実がございます。もう一つ、タクシーの助成券を配ってる自治体もございますが、これも、やはり、これから後期高齢者の人数が増えてきて、例えば、病院に月何回も通う方が多くなってくると、これも相当な財政負担となります。これも抜本的な施策と言えるかどうかは、若干疑問が残るところであります。

では、最終的には、何が期待されるかということになるんですが、こういう表現があるかどうかわかりませんが、例えば、住民参加型の移動支援的な事業がもしあれば、経済的には立ち行くのかなというふうな想定はしてございます。実際にボランティアやNPO法人などで、それに近い形で運行している事例はございますが、道路運送法などの関係法令が複雑であることや、あとは、組織体制がどうしても不安定で継続がなかなか難しいということがございます。

ただ、先ほどのご質問の中にもあったとおり、全国的な問題であります。加速度的に高齢者が増えて参りますので、国のほうでも、ここ何年かにわたりまして、そういった関係法令の基準緩和に努めてきております。国土交通省などのホームページを見ますと、今申し上げました、いわゆるボランティアで住民の方が、いわゆるお互いさま的に人を輸送するという

のも、そう遠くないうちに現実に検討してもいい時期になるのではないかなということ、大いに期待しております。町としましては、そういった情報を素早くとるように努めて参りたいと思いますので、いわゆる、例えば、毛細血管、最後の一枚札といいますか、最後の交通手段の確保につきましては、究極はそういう姿しかないのかなと今現在考えてございます。

また、そういうことで、時間がないんだがということなんですが、やはり、一つ一つそれぞれ障害がございます。財政的なこともございますので、年次計画をもって、一つずつ詰めていきたいというのが現在の考え方であります。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 少しは理解できますけども、副町長が今おっしゃったように、問題は、そのバス停から先ですね。毛細血管、そこをどのように補っていくかということだと思います。いろんな考えはあると思います。乗り合いタクシーとか、福祉タクシーとか、いろいろあると思いますが、そこを何とかしなければ、問題の解決にはならないと思います。そのためには、いろんな手段、また、国の施策もあるでしょうけども、まずはどのような地域の方が考えを持っているか、危機感持っているか、その辺をよく知ることも大切だと思うんです。ですから、例えば、区長会とか、まちづくり協会の皆さんと意見交換やら協議をしまして、町としては、その辺について、こういう方針で臨むんだというふうな方針をきちっと持たないと、ただ、これは全国的な問題だから、なかなか解決できないんだでは困りますんで、その辺をひとつしっかり今後やっていただきたいというふうに思います。それについて、もう一度、意見をお伺いしたいと思います。

もう1点は、確かに、そこには大変な費用がかかると思います。これは一つ、それで補えるかどうか、役に立つかわかりませんが、一つ、提案申し上げたいと思いますけども、それこそ、ふるさと納税ですね、これを活用したらいいんじゃないかと思います。それも、ただ、納税をしてくださいというんじゃないで、過疎化対策、具体的に言うと、生活の足、その確保のために使わせていただきますということで、使用目的をはっきりさせ、限定して、PRをして、賛同者に納税をしてもらう。そのためには、もう少し魅力的な返礼品ということも考えなくちゃなりませんけども、そういうことも含めて、やはり、これこそが、町長がおっしゃってる、ふるさとの活性化、納税の目的、それに本当に沿った活用の仕方ができるんじゃないかということを考えますが、その辺についても検討していただけるか、お聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

2点目については、2点目、答えられる範囲内で。

○副町長 お答えします。

まず、1つ目の住民の考えを聞くべきであろうと、まさにそのとおりだと思います。町としても、単純にバス路線の話だけをして進めるつもりは毛頭ございません。地域創生の中でうたっております、これからの少子高齢化社会、三春に置きかえれば、農村部あるいは商店街が集中する中心部、これのやりとりで社会ができた歴史がございます。そういった仕組みの中で必要な公共交通であり、バスでありというのが趣旨でございます。ですから、それを軸にしまして、行政支援相談所などを設けた機関もございましたが、やはり、地域では何とか活性化してほしいという要望があるわけです。その中の一つに、そういった毛細血管のような足となる施策ということだと思います。そういうのを含めまして、逐次、区長会あるいはまちづくり協会と意見交換は続けておりますが、町としても、より、もう少し具体的な、

例えば、仮説のようなものを立てて、こういうふうにしたらどうでしょうかということで、地元の方のご意見を伺ってくる。単純にバスの便だけではなく、地域として、どういうふうにこれからやっていくべきでしょうかというふうなところまでいかと思うんですが、そういった機会を捉えて、住民の方の考えを聞いて、最後の一枚札といいますか、毛細血管の足もあわせて検討していくというやり方で進めていきたいというのが1点目でございます。

2点目のふるさと納税の活用ということにつきましては、今のところ、じゃあ、早速というわけにも正直参りません。一つの活用方法としてのご提案をいただいたということで承っておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可を得ましたので、先に通告いたしました子ども貧困について質問いたします。

厚生労働省が4年前、2012年に実施した国民生活基礎調査によると、平均所得の半分を下回る所得で暮らす世帯で、18歳未満の子どもへの貧困率が16.3%であり、6人に1人が、さらに、ひとり親世帯では54.6%で約2人に1人が貧困に直面していると発表され、最近大きな話題となっております。先月、地元新聞でも、その一つの例が取り扱われて、7日間ほど連載されておりました。国民総生産GDPが世界第3位の日本は豊かな先進国のはずですが、貧困率は世界的にも福祉が充実した北欧所得の6、7%に対して、経済格差の多いアメリカとほぼ同じ順位になっていると聞いております。貧困では十分な高等教育も受けられず、家庭の問題で親の愛情も受けないで成長する子どもは、将来、その子どもにも貧困が陥り、貧困は連鎖するとも言われております。貧困を放置しますと、将来は年間40兆円も失われ、国民一人一人の負担がさらに増大するとの試算もあるようです。普段出会うお子様たちを見ている限りは、これらの数字の実感が沸かない人が多いのではないかなと思っております。

初めに、厚生労働省が発表しました子どもの貧困率、16.3%、6人に1人が貧困という調査結果はどのように行われたのか、わかりましたら、教えてください。

2番目に、三春町の子どもへの貧困や近隣自治体、福島県の実態はどのように把握されてるか、否か、お伺ひいたします。

3番目に、乳幼児を含めまして、子どもに対しまして、経済的、福祉的、学習的支援など、町はどのような政策を行ってるのか、お伺ひします。

4番目に、子どもの貧困は、保護者が病気や障害で働けないなど気の毒な要因のほかに、保護者の生活態度など家庭の事情にも問題があるような気がいたします。そのような場合、どのような対応されてるのか、お聞かせください。

5番目に、子どもの貧困に対して、近い将来、予定する新たな計画がございましたら、お聞かせ願ひます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 11番議員のご質問にお答えいたします。

初めに、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査についてでございますが、国勢調査区を単位として、そこから無作為に抽出した2,000単位区内の全ての世帯を調査対象として実施しております。

なお、2012年の調査につきましては、調査対象3万6,000世帯のうち、72%に当たる約2万6,000世帯から調査票を回収し、集計した結果となっております。

2点目の子どもの貧困に関する実態把握状況でございますが、現時点において、三春町独自の調査は行っておりませんが、今年度、福島県が市町村と連携して、県内における子どもの貧困に関する実態調査に着手しております。今後、集計結果をもとに傾向等について分析がされる予定となっております。

3点目の町としての対策の実施状況についてでございますが、これまでも子育て支援に関する行政施策として、児童手当やひとり親に対する児童扶養手当のほかに、子育て支援助成金支給事業、多子世帯保育料負担軽減事業、子育て支援医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業及び、すくすく赤ちゃん応援助成券交付事業などの助成支援を実施して参りました。

また、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、就学援助を実施するとともに、子どもへの学習支援につきましても、今年度より関係機関へつなぐなどの対応をしているところでございます。

4点目の質問である、子どもの貧困の要因として家庭の事情が影響しているケースへの対応についてでございますが、当事者の意向を踏まえた上で、スクールソーシャルワーカーや家庭相談員、保健師などの専門職と、学校や児童相談所、県中保健福祉事務所などの関係機関と情報共有と連携を図り、現金給付による経済的な支援ばかりではなく、社会とのつながりや生活困窮者自立支援制度による就労支援相談など、包括的な支援を今後も継続して参りたいと考えております。

最後に、今後の子育て支援に対する町の新たな取組みとしての計画でございますが、来年度より新たに子育て支援課を新設して、各課に分散している子育てに関する業務を一元化し、子育て支援対策を一層推進していく予定であります。

また、第二保育所に併設されている地域子育て支援センターを、児童館へその機能を移設独立し、現在、午前中のみ運営時間を午後の時間帯にも拡大するなど、利用者の利便性の確保に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) 初めの厚生労働省が調査した値っていうのが、今の答弁で、約2万6,000世帯と。全国で何万世帯あるのか、ちょっとわかりませんが、極めて少ない数字だと、私はちょっと思いましたけども、それはちょっと別に置いときまして。

乳幼児を含めた世帯に対しまして、いろんな施策があるということが、今まで多くの町民が知らなかったのではないかなと思っております。参考までに、就学援助費の利用状況が小中学校別に比率など含めて、わかれば、答え願えればと思います。

それと、追加いたしまして、就学援助を利用してるご家庭で、いわゆる生活保護を受けている世帯があるのか否かもわかりましたら、あわせてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、就学援助費の支援状況。この就学援助費というのは、小中学校に通学するお子様が経済的な理由で困ってる方に教育費の一部を援助する制度であります。28年11月現在では、小学校で91名で全体の11.6%。中学校が72名で15.6%と全国平均よりは少ない数字になっております。また、生活保護受給世帯の就学援助費の支給状況ですが、三春町はございません。ありません。1回も。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) すみません。今のお答えで、小学校で約11.6%、中学校で約15.6%就学援助費を受けてるということも初めてわかりました。全国的の平均より少ないということも一つ安心したような気がいたします。

もう一つお聞きしたいのは、子どもさんは国の宝であると言われておりますけども、もちろん私たちの町の子どもさんは私たちの宝物でございます。子育て支援に手厚い自治体には若い世代の人たちが来る可能性が大変高くなるんじゃないかなと考えております。人口対策のためにも魅力的な子育て支援が必要と思っております。

最近、国は子どもの貧困対策推進法なる名のもとにいろいろな施策を進めているようですが、それらの検討・要りよう含めまして、全てのお子さんが健やかに成長することを願いますが、子どもの貧困というのは、また、その子どもさん、世帯が孤立しがちとも言われております。その貧困への対応は行政だけでも難しそうですし、先般、文教厚生常任委員会で埼玉県戸田市で検証いたしましたように、日本財団のような民間の財力とか、それから、それを具体的に運営するNPO法人などの組織も必要ではないかなと痛感した次第でございますけども、将来このような取組みへの考えが町にあるのかどうかをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えします。

子どもの孤立化を防ぐための施策として、いろんな施策が考えられるかというふうなことで、今後、町の検討することはないかというふうなことなのかなと思っております。

先般、議員さんがおっしゃったように、議会と同行して、日本財団で出資した子どもの居場所づくりというふうな施設を拝見しましたが、やはり、ああいったものの施設も三春があれば、そういった家庭にあっても有効なものなのかなと思っております。県内にも幾つか、子ども食堂や学習支援の施設というふうなところが民間のほうで整備がされてきております。そういったことであれば、非常に役立つ施設かなと思っております。これらも、先ほど議員がおっしゃったように、民間のNPO法人などが取組みがされておりますので、三春においても取組みしたいというふうな法人、あるいは団体がありましたら、何が実現に対して必要な支援なのかといったところも聞き取りしながら、実現に向けて支援をして参りたいというふう考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長に許可を得ましたので、先に通告しました3点についてお尋ねいたします。

まず、1点目、災害発生時における避難所運営について。

今年の夏、台風、大雨、災害は全国各地で大規模な被害をもたらしました。発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確にされております。地域災害計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つ目には、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表を選び、避難所の運営組織をつくることになっているが、どうなっているか。

2つ目、地域住民も参加する訓練を実施することになっているが、避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施状況はどうなっているのか。

3つ目、熊本地震では、最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れました。被災者ニーズの把握や他の地方公共団体からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整をする避難所支援班を組織しとありますが、三春町では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

まず、災害発生時の避難所運営の流れについてでございますが、避難勧告や避難指示が発令される前に自主的に避難する自主避難所の避難所としては、基本的には各地区の集会所など、それらの施設をその管理者が開けていただくこととなります。この場合、自主的な避難でありますので、原則として食糧、あとは常備薬などを持参することなど、自己責任で避難することとなります。

次に、避難勧告が発令された場合、町は災害対策本部を設置し、地区交流館や体育館などに避難所を開設いたします。その場合に、町と自主防災会とが連携し避難所を運営することとなります。

なお、避難が長期間にわたる場合は、避難所のルールづくりや役割分担、要望・調整などを行う上で、避難者の代表者に避難所運営に携わってもらうことなども重要であります。

次に、住民参加の避難所設営訓練についてでございますが、災害時に円滑に避難所を開設して運営するためには、平時から町、それから自主防災会などの施設管理者が話し合いや訓練を行うことが重要であると考えております。今後、町の防災訓練などにおいて避難所開設訓練を取り入れて参りたいと考えております。

3点目の災害時におけるボランティアなどの受け入れにつきましては、災害発生時には、三春町社会福祉協議会を中心として災害ボランティアセンターを開設し、支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動などを行うこととなります。このため社会福祉協議会との連携が重要であります。

災害発生時には自主防災組織などの連携が重要でありますので、今後とも組織の充実が図

れるような施策を講じて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) これは、今年の夏、台風10号で被災した岩手県岩泉町では、避難所運営マニュアル等が整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わり、このことは円滑な災害対策に影響を及ぼしかねないことであります。三春町においても、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

災害が発生した場合、職員は、基本的には、マニュアルとか、ルールに従って行動するわけですが、マニュアルも全ての災害に対応できるものではありません。やはり、ボランティアなどの応援だったり必要でありますし、柔軟、そして、機敏かつ臨機応変に対応することが必要であります。当然、災害が発生した場合、役場だけで対応できませんので、いかに自主防災組織などと連携するのが大事かということを経験的には考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 2点目につきましては、ブックスタート事業についてお尋ねいたします。

この言葉はあまり聞きなれない言葉であると思いますが、これは1992年、イギリスで始められ、絵本を通して、赤ちゃんとお母さんが楽しい時間を分かち合えるように、乳幼児健診の際、赤ちゃん向けの本、絵本のリスト、家庭での読み聞かせの方法を紹介したハンドブックの入ったパックをプレゼントするというものであります。イギリスでは、子どもがより早い時期に本と出会うことで、情操教育や思考、言語能力、表現力を高めるのに役立つとの調査結果が出ております。2001年4月、日本でブックスタートが開始されました。ブックスタートで、親子が触れ合う具体的なきっかけを届けることで、保護者の子育てへの不安を取り除けることではないでしょうか。また、子どもにとっても、保護者と絵本を介して、新しい時間を持ち、人とのかかわりを楽しむ経験は成長したときにコミュニケーションに困らないようにすることにもつながると思います。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

ブックスタート事業の目的は何か、2つ目、事業の対象者は、3つ目、どのような機会に実施してるのか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 4番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員のほうでご説明いただきましたように、一般的に申し上げますと、ブックスタート事業と申しますのは、ゼロ歳児から絵本に親しませ、読み聞かせを通じて親子の触れ合いを深める。こういったことを目的としているところでございます。

当町におきましても、三春町図書館が主催する事業といたしまして、平成22年度から実施しているところでございます。

そこで、お質しの1点目でございますけれども、三春でやっております「事業の目的」についてでございますが、赤ちゃんと保護者の触れ合いの一環といたしまして絵本の読み聞かせをいたしませんかという提案を、これが1点でございます。2点目としましては、図書館活用の啓発ということを目的として実施しているところでございます。

事業の内容といたしましては、図書館で作成いたしました、パンフレット「ブックスタートしませんか?」というもの、それから「図書館のしおり」、あわせて「図書館利用カード申込書」いうのを1セットといたしまして配付をしているところでございます。

お質しの2点目でございますが、事業の対象者についてでございます。事業の対象者は、乳幼児の保護者を対象として考えているところでございます。

3点目でございますが、どのような機会に実施しているか、ということでございますが、保健福祉課のほうで実施しております3、4カ月児、乳幼児健診の際に配布をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) このブックスタートパックの中身なんですけれども、図書館作成のパンフレット、また、ブックスタートしませんかと、この図書館のしおり、利用案内、図書館の利用カード、申込書、これが1セットになっているということであります。親が赤ちゃんと絵本を開く時間の楽しさをつくる。その最初のきっかけが一番大事かと思えます。そこで、このブックスタートパックの中に、この絵本のリストとなる中から、保護者に1冊選んでもらい、贈呈してはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

ブックスタート事業につきましては、一般的には、赤ちゃん絵本というものを一緒に配布するということが一般的なようでございます。当初、三春町でも、このブックスタート事業始めたときに絵本を配布するかということまで検討したところでございますが、実際には、地域地域で実施しているところも少なく、また、この目的は、本来、親が子どもに読み聞かせをするという体験をさせること、そこが主眼であるというふうに考えておまして、今まで実施できていないところでございます。実際に現在絵本の配布ということも近隣市町村でも始まっているところでもございますし、三春町におきましても、この子どもに読み聞かせをさせる体験とともに、そういう絵本を配れないかということを検討しているところでございます。ただ単に絵本を配るだけでは効果もないということでございますが、実際にそういう会場に職員が行って、読み聞かせをするということも、なかなか難しいことでございますので、私どものほうで現在考えておりますのは、図書館に来ていただく際に読み聞かせの体験をしていただき、その際に、何冊かある絵本から選んでいただくようなことができないかということ次年度に事業ができないかということ今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 3番目の質問に入らせていただきます。

青少年のインターネット依存対策について。ネット対策についてですが、これは3年前の厚生労働省研究班の調査報告により、子どもたちのネット依存の深刻さが明らかになりました。パソコンや携帯電話でインターネットに熱中するあまり、健康や生活に支障を来すネット依存の中学生、高校生が51万8,000人に上るとのことです。以前から、ネット依存については問題視されており、ネット依存専門外来も全国に数カ所開設されていますが、全国の規模の実態調査が行われていなかったため、全体像がつかめず、具体的な対策がとられていませんでした。インターネットが普及し始め、今や小学生でさえ、パソコンや携帯で、インターネットを自由自在に利用してしまえる時代となっています。日常生活にもひきこもり、学校の成績低下、不登校、さらには窃盗等の犯罪に手を染めるケースもあります。依存にもいろいろありますが、例えば、アルコール依存症の場合は、10年、20年という長い年月を経て陥りますが、ネット依存はたった1カ月で重症化してしまうこともあるそうですから、一刻も早い対策が必要であり、とりわけ、早期発見が何よりも重要であります。遅刻、欠席等を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないのが大事かと思えます。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つ目には、子どもたちの生活にどのような影響があるのか。2つ目には、ネット依存の怖さを認識させる必要があるのではないか。3点目、生活習慣や学習環境の悪影響があるとして、ネット使用の危険性から子どもたちを守る必要があるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

インターネット依存は、睡眠障害、体力低下、栄養不足、視力の低下、骨密度の低下など児童・生徒の体へ悪影響を及ぼします。また、脳を疲れさせ発達を阻害することや、犯罪に巻き込まれる危険が高まるといったことも考えられます。

このようなネット依存の怖さを児童・生徒に認識させることはとても重要なことであります。三春町の小中学校では、各学校ごとに、学校だよりや講演会を通して、保護者や児童・生徒へネット依存の怖さについて伝えております。また、情報モラルの授業を通してネット犯罪の恐ろしさや予防策、インターネットの正しい使い方等について学習しております。

町教委では、「ノーディスプレイ運動」を5年前から展開しております。これは、インターネット、テレビ、ゲーム、スマホ等のディスプレイを見る時間を少なくするよう、各学校ごとに約束を決めて取り組んでいるものです。この取り組みがより実効性のあるものとなり、児童・生徒が自ら考え、行動できるようになるために、実態調査や子どもたち同士での話し合い活動等を学校や家庭と連携しながら行って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 携帯を持っている児童・生徒はどのぐらいいるのでしょうか。また、1日のネット使用時間について調査したことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 再質問にお答えいたします。

携帯普及率でございますが、今年度の状況では、小学校で約25%、人数にして200名ほど、中学校では約50%で、約230名ほどが所有しているということになっております。

2点目のネットの使用時間について調べたことはあるのかということなんですが、毎年全国学力テストの中に学習調査というものがございます。この中で生活態度の中で、ネットの使用時間というのが項目があります。子どもたちが答えた結果ですが、三春町の小学校6年生につきましては、1時間以上1日ネットを使用するという子どもが13%、1時間以下が87%となっております。中学3年につきましては、1時間以上が32%、1時間以下が60%という回答になっております。小中とも全国県平均よりは少ない傾向にあるという状況でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 先ほどもネット依存のネットに対する影響というのは様々出るということがわかりました。この日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないということが大事であるということであります。今一度、保護者や先生方へしっかりと啓発していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今も答弁したように、ネット依存症は大変怖い病気だということを、教育委員会、学校、家庭と連携しながら、一番子どもたち自身が本当に危険なんだっていうのを知らせるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番(日下部三枝君) 議長のお許しを得ましたので、通告しておきました1件、三春の和算や算額などのように、個々の所有でありながら、町の財産と考えられるものについての対策についてお伺いします。

例として、和算と算額を上げておりますが、昭和45年福島県和算研究保存会が初めて研究書、福島の和算を発行したときに、その発行に当たって、当時の福島県教育委員会教育長、三本杉國男氏が書かれた文章の中に、「私たちがこの土地の歴史や風土の中で育てられてきた祖先の貴重な文化遺産を正しく理解し、これを後世に引き継ぐことは県民に課せられた責務である。和算の研究は文化的、教育的に重要な意義を持っていて、和算の中に日本人として、民族の優秀さを見出すことができ、その研究は純真であり、情熱的である。また、師弟が一体となって、人間教育を通して、研究生活をしており、さらに、数学教育における合理化、近代化を学び取ることができる。和算の本質は現代社会において、数々の教訓と指針を与えている」とあります。また、同本の当時の知事の木村守江氏の文の中にも「和算を研究している和算家の数は、福島県は全国に卓越し、その和算家の人たちは農民が中心で、朝な

夕な鍬を手にしながら、背に荷物を背負いながら数学的思考にふけっていた」と書いております。その和算家たちが自分の考え出した数学の問題と回答を額に書いて、神社仏閣の壁に掲げたものが算額であります。算額は数学の難問が解けたことを喜び、神仏に感謝するとともに、人々に広く知らせる発表の場になってあり、福島県に現存する最古の額は、1800年に二本松に奉納されたものがあります。

さて、この本が発行されたときの福島の算額一覧表で三春町の数を見ますと、18の神社仏閣に111の算額、算題数があったとのことであります。現在は12の神社仏閣に19の額に77以上の和算が奉納されているそうです。77という以上としたのは、解読不可能なものが出てきているからです。この例として、現存している算額を紹介してみますと、一番身近に感じるものに、山田の沫蕩神社に新田亀蔵さんが奉納した額があり、子孫の方が補修しながら管理しているそうです。この新田さんには門下人が30人から40人いたということです。このような身近な人が仕事をしながら考えついた問題や回答をあらわした額が年月を経るとともに少なくなっていることが現実であり、大変もったいなく、心が痛むばかりです。幸いにして、まちづくり公社が和算に目を向けて、和算遊びを行い、1年かけての企画として、町内神社仏閣の算額めぐりを実施しますが、このことについて、町内外から募集に応じて人が集まりつつあります。和算は先人たちの考えや頭脳を駆使した町の財産、町民の遺産となるものです。しかも、このような企画により、集客の源にもなっています。和算を例に挙げましたが、このような町の財産と考えられるものは、ほかにも幾つもあると思われます。それを個々の所有というだけで、保存を所有者だけに任せておいてよいものか。町としての対策支援を考えるとときかと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 14番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

個人等の所有物でありながら、三春町にとって歴史上または芸術・学術上価値が高いものにつきましては、所有者の同意を得た上で文化財に指定しております。その保存等についての支援も実施しているところでございます。具体的には管理、修繕、公開その他の保存に要する経費の一部を、予算の範囲内において助成しているところでございます。ただ、指定されることにより、現状を変更しないことや公開が義務化されることにもなります。

現在、三春町における文化財は、国・県の指定が各々2件ずつ、町の指定が100件ほどございます。指定済みの文化財のほかにも、指定する価値があるものと考えられるものもございます。文化財への指定に当たりましては、町文化財保護審議会に諮問し、文化財に指定すべきとの答申を得ることが必要だと考えております。指定後、保存及び公開を図ることとなります。お質しにありますように、算額も民俗文化財に位置づけられるものと考えられますので、保存等の支援を行うに当たりましては、文化財への指定の手續等を振ることが必要になってくると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君） 今の答弁の中で、文化財と位置づけられるもののほかに指定する価値があると考えられるものもあるとありますが、どのようなものがあるのか。現在、どのようなものがあると考えているのか、お聞かせください。

2つ目に、文化財と位置づけられたもののほかに、文化財とはどうかと思われるようなも

の、そのようなものの中に、町の財産から遺産と考えられるものもないとは言えないかと思  
います。そのようなものに対する町の対策はどのようにお考えか、お伺いしたいと思  
います。

3点目として、文化財に指定されても、修理、それから管理、修繕、それから公開等、保  
存の経費の一部を予算の範囲内において助成とありますが、その助成額が少なく、現状を  
維持したくても経費がかかり過ぎて維持できずに、文化財指定を辞退するという事もない  
にしてもならずということも考えられるのではないかと考えられますが、町として、そのよう  
なギャップについて、どう考えているのか。十分、維持管理できる助成でないで保存が難  
しく、結局、残すことができなくなるのではないかと考えられますが、いかがお考えか、  
その3点についてお伺いします。

○議長 本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えをしたいと思います。

初めに、1点目のご質問でございますけれども、町の指定のほかにも文化財に指定する  
価値があるものがあるかということでございますが、これにつきましては、例  
えば、今回話題となっております、算額同様のものとして、考えられるものとし  
まして、例えば、絵馬というものがございます。奉納された絵馬などもござい  
ます。現在、この絵馬の中には、6件、計22点を文化財に指定しているところ  
でございます。これらの絵馬につきましては、全て江戸時代に制作、奉納され  
たものでございまして、町内には、ほかにも、まだ、江戸時代の絵馬が数  
件伝えられているところでございます。これに對しまして、現在、算額につ  
いては、現在、町で確認している算額については、全て明治時代の所産  
であるというところでございます。

それから、文化財の助成の割合というか、率が低くて、維持ができないおそれ  
があるのではないかと、このことに対して、どう考えているかということ  
でございますが、まず、そもそも今回この助成をしているものというの  
は私有財産であるということでございます。私有財産でありながら、  
価値が高いということでの助成を行っているところでござい  
ます。これで、助成等ができないということになれば、最終的には、  
そういったものを、例えば、町が譲り受けて、それを保存する  
ようなことも検討することは可能ではないかなというふう  
に考えているところでございます。以上でございます。

失礼しました。もう1点ご質問がございました。文化財というのは、  
どういったものかということでございます。

私どものほうで、重要文化財に指定しているものは、建物等からはじ  
まりまして、絵画であるとか、彫刻であるとか、様々なもの。先ほど  
言いました、申し上げましたような絵馬などもそうござい  
ますし、有形なものに限らず、無形なものもござい  
ます。例えば、伝統芸能なども文化財の一部として、保存の  
対象としているところでございます。そういったものが、  
今現在町が指定しているだけでも100件ほどござい  
ます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今、答弁いただいた中で、絵馬とか、江戸時代のものを  
今度、文化財に指定したとか、そういう話がありました。その中で、先ほど私が  
話したのは、文化財ではないもので、そういう位置づけられるもののほかに  
ということ、指定する価値があると考えられるものはどんなものがある  
かという話をしたので、絵馬はもう既に文化財

として指定してあるようなので、そうでないものということになったときに、どういうものがあるのかというのを一つお聞きしたいということが一つと。

それから、文化財に指定されたときの縛りといいますか、その中に現状維持ということが一つ大きなことがあると思います。現状を維持するという、そのところがやはり大変なことが、今、そういう指定されるかされないかという、その瀬戸際のところにあるものにとっでは非常に難しいところかなと思っております。

そのところで、もし、町からの助成で足りなければ、町が譲り受けるという今、答弁がありましたけれども、もし、現状を維持できないときには、文化財として、町が譲り受けるということが確約といいますか、間違いなく、そういうふうにしていけるという、そういう考えがとおりなのかどうなのか。そのところをお聞きしたいと思います。

三春の財産がそういうわけで、私は、やっぱり、辞退していきますとか、とつても現状維持は、このお金ではできませんということになった場合には、非常に大事なものが減っていくと。三春らしさがなくなっていくのではないかなということが非常に危惧されるようなことは思っております。それで、その辺のところの町としての具体策を示していただきたいなと思っておりますので、再度、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えをいたします。

文化財に指定しないまでも、保存等が必要なものがあるのかどうかということで、あるとしたら、どういうものかということのお質しでございますけれども、先ほど文化財に指定したものが、あらゆる、例えば、絵画から始まりまして、工芸品や書籍、古文書なども、あるいは考古資料などもありますので、全て文化財に指定する対象にはなるかと思いますが、ただ、同じものであっても文化財に指定しない、指定するまでもないものもあるということだと思います。

それで、実際に最後の質問にもかかわることでございますけれども、維持できないものについて、町がそれをすべきかどうかということでございますが、これ先ほど来申し上げておりますけれども、最終的に文化財であるかどうかということにつきましては、町としても専門的な学識を持っている方々に参画していただいて、そういった中で、どういったものが町として保存すべきかということ、やっぱり、一時的に判断をしていただく必要があろうかと考えております。その上で、町がどうしても、それは必要だという判断をするものにつきましては、先ほど言ったような個人では持ち切れないというものについて、もし、町の財政上、負担が許す限りであれば、それを受けるということもできるのではないかと考えております。かなり、残すかどうかということにつきましても、専門的な判断が必要になってくるものであると考えられますので、そういったものを経た上で、対応のほうを最終的には考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(影山初吉君) 先に通告しておきました事項について質問いたします。

1 平成29年度予算編成方針について。

1番として、今後、歳入不足が見込まれる中、歳出削減の項目が目立ちます。財源確保の施策について伺います。

2番 基金積み立て、公債費の繰り上げ償還と町民サービスのバランスについて伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 ご質問にお答えいたします。

事業を展開するための財源確保につきましては、町税や地方交付税の減少など、依然として厳しい状況が続いております。平成29年度予算編成においても、第5次行財政改革大綱と連動した予算編成に取り組み、事務事業の見直しやコスト削減を進める一方、防災対策や産業支援、さらには、観光の活性化などに向けた財政需要が想定され、積極的な財源の確保に取り組むことが重要であると考えております。

定住促進対策や産業振興を展開し、固定資産税や住民税等の増収に努めるとともに、事業の実施に当たり、国・県の補助事業の有効活用や、未利用財産等を積極的に処分するなど、財源の確保を図って参りたいと考えております。

2点目についてでございますが、基金積み立てについては、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、決算上、剰余金が生じた場合に、積み立て、または地方債の繰り上げ償還に充てなければならないとされており、毎年度、剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金に積み立てしているところでございます。

また、その他の基金においても、それぞれ基金の目的に応じ、計画的に積み立てを行ってるところでございます。公債費の償還につきましては、償還表に基づき、計画的に行い、確実に町債の残高は減少しており、さらには、財政構造改革プログラムや集中改革プランに基づき、町民の皆様との協働により、経費節減を進め、捻出した財源で繰り上げ償還を実施しながら、財政の健全化を図って参りました。

ご質問の町民サービスとのバランスですが、町民が安心して、自立的で豊かに暮らせるよう、夢や将来への希望が持てるような施策に取り組む必要があると、平成29年度の予算編成方針に掲げたところであり、基金への積み立てや繰り上げ償還の実施が町民サービスの低下につながることはないよう、予算編成作業において、事務事業の必要性や効果を見極めて参りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番（影山初吉君） 2つの質問もリンクしますので、総合的に再質問をさせていただきます。

まず1点ですが、基金の積み立て、繰り上げ償還、健全財政のためには当然必要です。大変努力してることは評価いたします。その中で、財政調整基金。これは、28年度は7億6,000万ぐらいが目標であります。現在9億5,000万積み立てしております。流れを見ますと、30年には7億程度、そういうことを想定しますと、2億5,000万ほど多いわけがあります。これは何か多く積み立てる目的があるのか。また、公債費の繰り上げ償還であります。27年度の第1期目標値は79億程度とされてましたが、27年度末には73億5,300万円。実に5億5,000万余計に減らしてます。すばらしい数字だと思うんですが、これと連動して、町民のサービスが低下してないかと。いろんな要望あると思うんですが、仮に建設課事業などで、小規模なU字溝やU字溝の設置、グレーチングの設置、そういうも

のも数多くあると思うんです。当然、毎年毎年予算を立てて事業を行っていることは承知しております。ただ、安心安全の立場から、これを繰り上げて、多くの1億円ぐらいの予算を立てれば、相当な事業が前倒しでできると思うんです。こういうことをやれば、町民サービスにつながると思うんです。確かに、繰り上げ償還、基金積み立て、これも大事であります。ただ、町民サービスもやはり大事だと思います。

また、もう1点は、同僚議員2人も関連質問しましたが、将来の投資が必要だと思うんです。町長も先の答弁で、住宅、団地造成などは、4、5年はかかるよと。計画してから、売り出すまでね。当然そうかかると思います。そういう中で、定住促進事業や産業振興を展開して、財源の確保を図るといふ答弁もありますので、今ここで、積み立て、積み立て、返済、返済ばかりでなく、将来の投資をしなければ、あと何年か後には本当に人口の減少で、町が痩せ細っちゃいます。

例を挙げれば、舞木に舞木駅ございます。その南側には白岩小学校ありますが、現在1年生は1名であります。全体で40数名だと聞いております。それも四合田団地っていう大きな団地を抱えていて、1名です。反面、反対側の北側の岩江小は1学年何とか40人以上確保できます。それは、さっきの言った西ノ内団地でも、そういうのを展開してつから、こういった確保できます。これが、このまま、無策でこういうものに取り組まなければ、あと10年後にはこうなります。そういうふうになります。だから、やっぱり、返済も必要ですが、積み立ても必要ですが、やっぱり、将来の投資はすぐすべきだと思うんです。その辺も伺ってきます。

あとは、積み立てをどなぐらい本当に財政調整基金があればいいのかと。財政調整基金は、私の考えでは、予算編成時に資金がショートしたと、そういうときに使う。あとは、大災害のときに、一時的に、国・県から来るのを待ってられないから立て替えると、そういうような基金だと思いますので、三春町の規模としてはどのぐらいの額があればいいのか。6億ぐらいあれば、私は十分だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

また、役場庁舎をはじめ公有施設をこれから整備します。そういう中で、公有施設整備基金7億6,500万ほどあります。これは当然取り崩すんだろうと思いますが、財政調整基金、現在9億5,000万ありますが、これは取り崩すのか何か、否や、その辺を承ります。

以上であります。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、財政調整基金に積み立てを行っている。そのことについて目的があるのかということでございますが、まず、一義的には、先ほど議員からもお話がありました。財政調整基金については、年度間の財源不足を補うだけでなく、災害や緊急を要する財政需要への対応を可能とするものというのが一義的な位置づけだと考えてございます。

そのほか、先ほど申しました年度間の財源不足という点で申しますと、先日、中期財政計画を策定いたしました。この先5年、各年度1.5億から2億ほどの財源不足が予想されております。それらに対応するためにも財政調整基金は有効なものであると考えてございます。

次に、2点目の町民サービスが低下していないか。町民サービスが大事であるというご質問でございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。町民サービスは当然大事なものでございますので、予算編成に当たっては、財政調整基金等への基金への積み立てと借入

金の償還、それらを進めるのも当然ではございますが、その際には町民サービスが低下することないよう、バランスのとれた予算編成を、これから作業を進めて参りたいと考えてございます。

3点目でございます。将来への投資が必要ではないか。今すぐ将来への投資をすべきだという点でございますが、具体的に将来の投資、いろいろな手法、方法があると思いますが、それらの点についても予算編成の中でしっかり見極めて参りたいと考えてございます。

4点目の財政調整基金がどれくらいあればいいのか。三春町としての適正な額はどれぐらいなのかということでございますが、こちらは、1点目の質問にもちょっと関連して参りますが、現在、中期財政計画では、平成32年度に5億円以上財政調整基金を確保するという目標を立ててございます。その背景といたしましては、今年度の現時点で財政調整基金は9.5億ございますが、先ほど申し上げたとおり、この先5年間において、各年において、1.5億から2億程度の財源不足が想定されております。ですので、それらに対応していくためには、現在の額程度は、当然現時点で必要であると考えてございます。

最後に、5点目の公共施設整備の基金が7億あって、庁舎等の整備において、当然それを取り崩すことが想定されますが、財政調整基金を崩すのかどうかについてでございます。施設整備のために取り崩すということは、基本的にはないと考えられますが、その年度年度における財政需要に対応するために財源不足が生じた場合、その場合には、当然、財政調整基金のほうから対応いたしたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 今の答弁で、将来的に1億や2億の財源不足が生じると、大変悲しい残念な内容であります。そういう中で、やっぱり、財源不足が中期財政フレームの中でもわかりますが、見てわかりますが、やっぱり、投資しなくては返ってこないんですね。一時的に借金しても、団地造成をして、若い人をどんどん定住させるということになれば、当然、住民税や固定資産税なども入ってきますし、土地を買う、造成するお金はかかりますが、投資はしますが、返ってくるお金なんです。だから、これは積極的に今取り組まなければ、将来はないんです。何ぼ立派な公共施設、役場をはじめ、できたとしても、町が枯れちゃって、痩せ細ったら、何もなんないんです。今が大事なんです。今取り組まなければ、3年後、5年はないんです。5年後は。そういうことで、もう少し前向きな答弁がないんでしょうか。お願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 今のままでは、3年後、5年後、なくなっちゃうんじゃないかという非常に悲しい話でありますけれども、今、この震災以降、三春町にはかつてないほどの新たな事業が展開をしております。申し上げます、切りがないんでありますけれども、大きなうねりでありませう。環境創造センター、それから、福島ガイナックス、さらには、それらの動きによって、よそから多くの人々が、交流人口が三春に訪れる。さらには、今9月の時点ですけれども、双葉地方の人たちを中心に三春町に住みたいということで、宅地を求めて、家を建ててる人たちが130戸を超えています。この数はいまだかつてない、そういう動きだと思っております。そのほかに復興公営住宅団地が2カ所できました。この人たちが今後何年三春で生活するか、見通しははっきりはしてませんが、立派な戸建住宅です。葛尾は106戸、富岡分が92戸、完成しました。先ほども15番議員の質問にも答弁しましたが、今、三春町

が捉えてるっていったらいいんですか、大きな動きの中に三春に住みたいという、そういう動きがあります。そのために、今、すぐにもできることは何だということで、今、町が考えてるのは、仮設住宅、町有地です。2カ所あります。平場で1町歩ずつ2カ所あります。これを仮設住宅の再編協議を今進めておりまして、この町有地を空かして、すぐに大きなそんな造成がなくても、すぐに宅地として、住宅地として、分譲できる。こういう今体制づくりをしております。そして、これらの販売状況などを見ながら、新たな宅地造成を考えていきたいと、こういうふうに思っております。ただ、申し上げたように、町の事業というのは、計画してから、完成まで、最短でも3年くらいはかかってしまいます。そういうことを考慮をしながら、今、将来に向けたいろんな施策、対策を考え、実施に向けて取り組んでいると、こういうことであります。

ただ、工業団地については、過去のいろんな、よそのほうの事例も含めまして、実際造成をした場合には、誘致の難しさ等々を考えますと、町の財政リスクは相当大きいものと、こういうふうなことを考えながら進めなければならないと、こういうことを考えておりますので、あまり悲観的な考えは持たないでほしい。前に前にと今進めようとしていることをご理解をいただきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番(影山初吉君) ただいま町長より、前向きに明るく取り組めと、取り組んでんだということであります。ならば、今が一番、固定資産税はじめ、いろんな町税がどんどん増えてきてるはずなんです。今一番、三春は潤ってる時なんです。それが、この財政フレームの中で年々実財源が減ってくんだよと。一番いいときで、このあれですね。そういう中で、やっぱり、もっと積極的に私は取り組むべきだと思うんです。確かに三春はいい話題ばかりあります。ただ、それであっても、この財源です。これが2年、3年後になれば、当然、この財政フレームの中でも書いてあるとおり、実財源が減ってくるよというような内容であります。何回も言うようですが、積み立ても返済も大切だと思うんですが、もうちょっと将来の投資も必要だと思うんですが、再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 先ほど課長からも答弁させましたが、政治は、行政はバランスだと思っております。非常に幅広い業務を担当しております。それらを総合的に常にバランス感覚を持ちながら行政に取り組むと、こういうことでありますので、今後もそれを再重点にしながら取り組んでいくと、こういうことで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。傍聴者の皆様、最後まで大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。これで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時58分)

平成28年12月9日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	影 山 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年12月9日（金曜日） 午後2時05分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第 97号 三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について

議案第 98号 三春町敬老園に係る指定管理者の指定について

議案第 99号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第102号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

議案第107号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第108号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第109号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第110号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第111号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

議案第112号 平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について  
（議員提出議案）

議案第113号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

議案第114号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである

（開会 午後2時05分）

……………・閉会宣言……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第1により、先の定例会において付託し、継続審査中の陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。まず、付託陳情事件の委員長報告を求めます。  
経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が9月定例会において付託を受けた、継続審査としていた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月7日、8日の2日間、第4委員会室において開会いたしました。

陳情事件第5号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情について

陳情者 郡山市大槻町字六角北19番14 郡山地方農民連 会長 宗像 孝

本陳情は、国会に対し臨時国会においてTPP協定の批准を行なわないよう求めるものです。

以上について、産業課長の同席を求め、慎重に審査いたしました。

TPP協定について衆議院では、平成28年11月10日第190回臨時国会においてすでに可決し、さらに本日参議院にて議決が行われるとの報道があります。

TPP協定は農業分野のみならず医療・保険・雇用など住民生活に密接に関わる問題でもあることから、委員会としては第一に三春町町民の利益を考慮し判断をすることが大事であり、また議会としても意思を明確にすることが必要ではないかとの結論に至り、については、三春町の農業を考えるとともに、平成22年11月に出されたTPP協定に参加しない陳情に対しては、採択していることを踏まえ、本陳情については全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり、陳情第5号は採択とすることにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 3番影山初吉君より異議の申し出があります。これより討論を行います。

3番影山初吉君、討論をお願いします。

○3番(影山初吉君)

本件陳情を採択することに反対の発言をいたします。

TPPであります。我が町も農業の町であります。当然、基幹産業でもあります。そういうなかで当然、農業を守る。これは当然であります。ただ守るだけではだめだと思います。これは、やっぱり農家の努力も必要だと思うんです。ただ、国の政策も必要だと思うんです。大型化にするとか、色々あると思うんですが、そういうなかで、私は一番大切なものは、まず農協改革が必要だと思うんです。農協は農家のためにある、というような今までできましたが、農協中央会があったり、あとは、いろんな部署があって、そこでどんどんびんはねして、農家に機械なり、肥料なり、高いものを買わせる。というような、まずその辺から改革すべきだと思います。そういうことで一つ、農家も自分たちの努力も必要だと思います。

ただ、メリットもあるはずなんです。貿易の自由化をすれば、食品や加工物、いろんなものが安く国民にも入ります。そういうことを踏まえ、また世界はグローバル化しております。カジノIR法案ですか、こういうのも、今、何千万人も日本に観光客が来ます。そういうことで、そういう方もやはり、鎖国みたいにだめだよ、だめだよでは、だめだと思うんです。

あとは、いろんな企業も、どんどん日本の企業は外国の企業を買収してます。また日本の企業も外国から買収されてます。そういう、もう全ての面でグローバル化しております。そういう中で、このTPP、農業だけ守るんだということでは、だめだと思いますので、私は、この陳情事件に採択に反対するものとして、反対の立場から討論しました。

○議長 次に、賛成討論はありますか。

5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君)

私は、TPP協定を批准しないことを求める意見書を提出することに賛同の立場で発言いたします。

福島県農業協同組合の審査、これは東京大学教授、鈴木宣弘さんの試算によりますと、平成25年度をベースにしますと、農業で319億円、全体で340億円程度の生産減少額となるそうです。

また、この農林水産業の生産減少による全産業の生産減少額は約603億円とも推定されるそうです。就業者に与える影響として、対象品目の生産に関わる農林水産業で約1万7千人、全産業で1万8千人の雇用の減少が見込まれるそうです。県内の総生産、GDPに与える影響については約319億円の減少となり、GDPを0.44%、押し下げるという試算となるそうです。福島県全体でこれだけの影響があるわけで、当然、我が町にも農林業だけでなく、関連業に大きな打撃を与えるものです。

よって、TPP協定は批准すべきものではなく、この意見書を町議会として提出するべきものと考えます。以上です。ありがとうございました。

○議長 次に反対討論はありますか。

2番本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 私は、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

TPP環太平洋パートナーシップということでございますが、太平洋を取り巻く12か国ですか、の自由貿易圏をつくろうということでございます。この太平洋圏の、もし自由貿易圏ができれば世界の貿易高の40%を決めるような、非常に大きな経済圏ができると言われております。日本にも確かにデメリット、農業問題、食肉問題があるかもしれませんが、他の国にも決してメリットばかりがあるわけではありません。デメリットも必ずある国が多いと思います。それらは、みんなデメリット、メリットを勘案して、今回の環太平洋パートナーシップの条約に結びつこうということでございます。例えば、日本ですと、今申し上げたように、農業問題とか、食肉問題とか、そういうのはデメリットにつながるかもしれませんが、メリットもあります。自動車輸出、または医薬品、それから知的財産の確保といったことも十分に考えられますので、ぜひこの環太平洋パートナーシップは進めていくべきではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 次に賛成討論はありますか。

10番佐久間正俊君。

○10番(佐久間正俊君) 当委員会といたしましては、三春町全体を考えまして、農業、商業、工業といろんな職種がございます。そういうふうな考えますと、このTPPに関しては、採択をということで、考えております。

○議長 次に反対討論はありますか。

他にないようですので、以上で討論を終結いたします。

○議長 それでは、「陳情第5号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情」の取り扱いについて採決いたします。

○議長 本陳情に対する委員長報告は採択であります。

したがいまして、委員長報告のとおり陳情第5号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。(起立10名)

5番 山崎ふじ子君 6番 鈴木利一君 7番 佐藤一八君 8番 渡辺正久君  
9番 三瓶 文博君 10番 佐久間正俊君 12番 橋本善次君 13番 影山常光君  
14番 日下部三枝君 15番 佐藤 弘君

○議長 着席をお願いします。

起立多数であります。

よって、陳情第5号は採択とすることに決しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月5日に日程設定を行い、12月7日及び9日の3日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第99号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第102号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

#### 例の制定について

議案第103号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、6案について、総務課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、議案第99号、第100号、第101号及び第104号については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第102号及び第103号については、賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

**○経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月5日に日程設定を行い、12月7日及び12月9日の3日間、第4委員会室において開会しました。12月7日には現地調査も行いました。

議案第106号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号 平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

**○文教厚生常任委員長** 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月5日に日程設定を行い、12月7日及び9日の3日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第97号 三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について

議案第98号 三春町敬老園に係る指定管理者の指定について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

教育次長、生涯学習課長、住民課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、議案第99号の可決という条件付で全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第108号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
議案第109号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について  
住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第111号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

○議長 議案第97号「三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。  
これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第98号「三春町敬老園に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第99号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第100号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第101号「三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第102号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありましたので、原案に対する反対討論者意見を許します。

5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 第102号議案につきまして、反対する立場で発言をいたします。

全国では75歳以上の方で、年金収入が年80万円以下の方が4割を超えており、三春町でも約3,300人が福祉給付金を受ける対象となっております。この10年間、年金は年々減少しつづけております。町民の福祉向上を優先すべきと考え反対いたします。

○議長 次に賛成討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 2番本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この議案102号については、私たち議員の方から上げてくださいと言ったわけではございません。これは国の人事院勧告に基づいて、福島県の県議会の議員報酬に関する条例の改正に基づいて、三春町の議会議員の報酬も上げるということになっておりますので、これに関しては全く賛成です。以上です。

○議長 反対討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので以上で討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立14名)

1番 新田信二君	2番 本田忠良君	3番 影山初吉君	4番 松村妙子君
6番 鈴木利一君	7番 佐藤一八君	8番 渡辺正久君	9番 三瓶文博君
10番 佐久間正俊君	11番 小林鶴夫君	12番 橋本善次君	13番 影山常光君
14番 日下部三枝君	15番 佐藤 弘君		

○議長 着席ください。

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第103号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありましたので、原案に対する反対討論者意見を許します。

5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 第103号議案に対する反対の立場で発言をいたします。

第102号議案と同様に、この10年間、年金が徐々に減少しつづけている状況であります。町

民の福祉向上を優先すべきと考え、反対いたします。

○議長 賛成討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 2番本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

これに関しましても、国の人事院勧告によりまして、福島県の特別職の職員の給与に関する条例の改正に準じて、私たち三春町も改正するというのでございますので賛成いたします。以上です。

○議長 反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立14名)

1番 新田信二君      2番 本田忠良君      3番 影山初吉君      4番 松村妙子君  
6番 鈴木利一君      7番 佐藤一八君      8番 渡辺正久君      9番 三瓶文博君  
10番 佐久間正俊君   11番 小林鶴夫君   12番 橋本善次君   13番 影山常光君  
14番 日下部三枝君   15番 佐藤 弘君

○議長 着席ください。

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第104号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第105号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第106号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第107号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第108号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第109号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第110号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第111号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第112号「平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

資本的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、3番影山初吉君よりほか3名より、議案第113号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」、9番三瓶文博君ほか2名より、議案第114号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について」、の2議案が提出されました。

この際、日程に追加して 議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第113号及び第114号を日程第3に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

議案第113号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。3番影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 議案第113号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成28年12月9日提出

提出者 三春町議会議員 影山初吉

賛成者 三春町議会議員 本田忠良

賛成者 三春町議会議員 佐久間正俊

賛成者 三春町議会議員 鈴木利一

意見書の趣旨は、幅広い政治参加と地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年

金制度加入のための法整備を強く要望するものであります。なお、提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成28年12月9日 三春町議会議長 陰山丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第114号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。9番三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) 議案第114号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成28年12月9日提出

提出者 三春町議会議員 三瓶文博

賛成者 三春町議会議員 山崎ふじ子

賛成者 三春町議会議員 佐藤一八

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成28年12月9日 三春町議会議長 陰山丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 意見書の中身なんですけど、下の段に、下の方から5段目に、アメリカの動向は両大統領候補がTPP反対と、もうアメリカは大統領選挙終わってるんですよ。この辺はどうなんでしょう。

○9番(三瓶文博君) 陳情の内容は変えられないというふうなことのものですから、このまま提出せざるをえないということでございます。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 今、陳情の内容は変えられないと、こういうことだったんですけども、これ意見書なんで、意見書は議会で作る。したがって、陳情の趣旨によって作るんですから、なんとでも、なんとでもというか、要するにこのときは多分、大統領選が始まる、やっているという最中だったので、今の質問を受けて言えば、もう決まったんですから、ここはやっぱり、訂正を出すということにしていなければいけないかと思えます。以上です。

○議長 ただいまの質疑に対して、議長一任というかたちでよろしいでしょうか。訂正します。  
(異議なしの声あり)

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策、三春町町立学校再編等調査、三春町議会広報広聴の各特別委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○鈴木町長 12月定例会に提案をいたしました全議案、精力的に審査をしていただきまして、可決をいただきまして、ありがとうございました。

定例会が終わりますと、益々寒さが厳しくなっています。そして、新しい年を迎えるわけがありますけども、どうか健康に留意のうえ、よい年を迎えられますように祈念をいたしまして挨拶

にいたします。ご苦勞様でした。

……………・・ 閉 会 宣 言 ・……………

○議長 これをもって、平成28年三春町議会12月定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。  
(閉会 午後2時57分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月9日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 97号	三春町立三春病院に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 98号	三春町敬老園に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 99号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第100号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第101号	三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第102号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第103号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第104号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第105号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第106号	平成28年度三春町一般会計補正予算（第4号）について	全 員	原案可決
議案第107号	平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第108号	平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第109号	平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第110号	平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第111号	平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について	全 員	原案可決
議案第112号	平成28年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第113号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第114号	臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について	10名賛成 5名反対	原案可決